

**久留米俘虜収容所に関する
ブーヘンターラーの報告（翻訳と注解）**
井戸 慶治

**Der Bericht über das Kriegsgefangenenlager Kurume
von Major Buchenthaler
(Übersetzung ins Japanische mit Erläuterungen)**
Keiji Ido

Abstract der Erläuterungen

Der Hauptteil der vorliegenden Arbeit besteht in der Übersetzung des Berichts von Major Heinz Buchenthaler „Fünf Jahre kriegsgefangen in Japan“ (Dokument MSG-201-171-31427 im Bundesarchiv-Militärarchiv in Freiburg i.B.) ins Japanische. Dieser ziemlich umfangreiche Bericht wurde nicht wie ein Tagebuch chronologisch aufgezeichnet, sondern nach der Gefangenschaft je nach Punkten zusammengefasst. Der Autor Buchenthaler war zur Zeit der Belagerung von Tschingtau Nachrichtenoffizier beim Stab des III. Seebatallions und wurde im November 1914 gefangengenommen. Dann war er bis zur Entlassung im Dezember 1919 in Kurume interniert.

Das Lager Kurume war wegen seiner Mißstände und schlechter Behandlung der Gefangenen so verrufen, dass es oft schematisch dem Musterlager Bando entgegengesetzt wird. Dafür kann man die folgenden Gründe anführen. Erstens war die Lagerbehörde infolge wiederholter Fluchtversuche nervös und streng gegen die Insassen. Viele kleine und widersinnige Regeln wurden ihnen aufgezwungen. Verstöße dagegen wurden schwer bestraft. Der Unmut unter den Gefangenen vergrößerte sich dadurch und sie wurden immer widersetlicher. In diesem Teufelskreis geschahen Prügel und bösartige Schikanen durch Zensur usw. von Seiten der Japaner. Zweitens liegen die Garnisonkaserne und das Divisionskommando ganz in der Nähe des Lagers. Deshalb konnte die Lagerbehörde die Gefangenen wenigstens nicht besser behandeln als die japanische Soldaten. Außerdem konnte eine Verstärkungstruppe zur

Drohung sogleich in das Lager kommen, wenn es einmal in Schwierigkeiten geriet. Drittens gab es keine für alle Kriegsgefangenenlager verantwortliche Stelle in Japan, so dass Lagerleiter große Ermessensfreiheit hatten. (Dasselbe galt auch für die Lager im Zweiten Weltkrieg.) Daher kam, dass im Lager unter einem böswilligen Kommandant die Gefangenen mißhandelt wurden und die Verbesserung nicht leicht vorankam.

Was den Bericht von Buchenthaler betrifft, kann man die Glaublichkeit der Beschreibung der Tatsachen nach Informationen aus anderen Quellen bestätigen. Seine Vermutungen sind dagegen nicht so berechtigt, weil sie auf beschränkten Informationen beruhen. Buchenthaler erklärt z.B. die Gefangen behandlung durch den Begriff von „System“ und seine Veränderungen. Das die Gefangenen schlecht behandelnde System habe Japan zugunsten der Entente angenommen, um in China und im Pazifik seine Macht vergrößern zu dürfen. Eine Behauptung, die nicht begründet ist und schon durch die Verschiedenheit der Behandlung je nach dem Lager infolge seiner oben erwähnten Abhängigkeit widerlegt wird. Sein Vorwurf, dass die Inspektion des amerikanischen Legationssekretärs (Sumner Welles) unnütz war, ist auch falsch, da er eigentlich auf die Faktoren der Mißstände in Kurume treffend hinwies und das Lager der Verbesserung bedürftig fand.

Interessant ist seine Ansicht über die Ritterlichkeit der Japaner. Im Gegensatz zur damals verbreiteten Meinung in Deutschland spricht er sie ihnen ab. Zudem betrachtet er Ritterlichkeit als Übersetzungswort von Bushido als ungeeignet, weil Bushido nicht wie Ritterlichkeit den Schutz des Schwachen fordert. Danach benutzt er den Begriff von Bushido ironisch.

Buchenthaler neigt leicht dazu, aus Tatsachen allgemeine Charaktereigenschaften der Japaner abzuleiten. Dabei sieht er nicht sowohl jeden einzelnen Japaner, als vielmehr pauschal die Japaner als „Rasse“, deren Begriff er wohl unter dem Einfluss des seit 19. Jahrhundert in Europa üblichen Rassismus gelegentlich gebraucht. Die Charaktereigenschaften, die er den Japanern zuspricht, sind Verstellung, unbeherrschbare Neugier, unbestimmtes Antworten, Eitelkeit, Erwerbstrieb, Kleinlichkeit und etwas komische Naivität. Er weist kaum auf ihre Tugenden hin. In diesem Sinne handelt es sich bei seinem Bericht um eine negative Abhandlung von den Japanern.

Obwohl man zwar auf diese Weise in mancher Hinsicht den Bericht von Buchenthaler kritisieren kann, kann man doch seine Anschauung von den Japanern

nicht ganz verleugnen. Um nur einen Beleg dafür anzuführen: in der japanischen Gesellschaft sind die Tatbestände noch immer nicht selten anzutreffen, die seinen Schlüsselbegriffen „System der Schikanen“ und „System der Nadelstiche“ entsprechen.

はじめに

本稿の主要部分は、第一次世界大戦中に久留米俘虜収容所に抑留されていたドイツ人捕虜、ハインツ・ブーヘンターラーの報告の翻訳である¹。比較的長いものであるが、全文を訳出する。現時点では、日本におけるドイツ人捕虜による記録で紹介されているものは比較的少なく、しかもこの報告は後述するようにある意味で特異なものなので、資料として提示すること自体、有意義であると考えられるからである。そのうちに、若干の注解を加え、筆者なりの見解を述べるが、このような順序にするのは、まず予断を与えることなしに資料をできるだけ客観的に提示したいと考えるからである。翻訳の前に、原文書の状態と、書き手であるブーヘンターラーについて述べておく。

原文書は、フライブルク連邦軍事文書館に所蔵されており、登録番号 MSG-201-171-31427 を付されている。A5 版に近い紙にタイプライターで打たれたもので 62 枚、一枚分の語数は、約 65 字 × 41 行と、かなり多い。イタリック体の文字で、ウムラウトはあるがßではなく、ss を代用している。一枚目の最上段に *Abschrift* (写し) と書かれているので、おそらく手書きの原稿がもとになっているのだろう。しかし、途中でページ数の打ち間違いやタイプライターのミス・脱落がかなりあり、後の方になると破格・乱調の文も時折見られるので、あまり厳密な推敲はしなかったと思われる。この文書とまったく同じものが、同じ文書館に存在する (MSG-201-934-26483) が、文字の濃さのみ異なっていることから、何枚か重ね打ちしたものの二つがここに収められたのだろう。表題として、*Fünf Jahre kriegsgefangen in Japan. von H. Buchenthaler, Major.* (「五年の間日本に囚われて」H. ブーヘンターラー少佐著) と書かれている。その右には、筆記体で *Freiburg i. Br. Stadtstr. 43* とあり、おそらく報告者の当時の住所を示すものであろう。この報告は、日記のように時間の流れにしたがって記さ

¹ 本稿は、科学研究費による研究「ドイツ文学における日本受容と日本文学におけるドイツ受容」の一環であり、事前におこなった報告にさいして同プロジェクト参加者の依岡隆児氏、ヴォルフガング・ヘルベルト氏より有益なご助言をいただいた。また、注 25、40 (パラヴィチーニの報告書) の情報・資料を、川上三郎氏よりご提供いただいた。ここに御礼を申し上げる。

れたものではなく、捕虜生活が終わってから項目別にまとめられたものという形を取っている。書かれたいきさつについては不明であるが、冒頭の文言からすると、公表が計画されていたのではないかと思われる。

ここで、ブーヘンターラーについて他の資料から知られることを述べる。青島捕虜兵の研究家ハンス＝ヨアヒム・シュミット氏のホームページ(www.tsingtau.info)によれば、彼は1876年コンスタンツに生まれ、1895年歩兵少尉となり、1904年中尉に昇進、11年大尉となって、参謀本部に配置されている。その後、北京大使館付き武官のための通訳将校となり、日独戦開戦時の14年8月には、第三海兵大隊情報将校となっている。同年11月に捕虜となって以後、19年12月の解放まで久留米に収容されていた。収容所で発行されていた新聞「トゥルネンとスポーツ」によれば、1915年秋、将校のテニス試合に出場し、ダブルスで優勝している²。また、ウルリケ・クラインの文献では、彼の婚約者が久留米収容所の近くに来て住んでいたことになっている³。日本側の記録

「俘虜情報局日誌五」(防衛省防衛研究所図書館蔵)によれば、1916年11月2日に、秘密通信をおこなって処罰されたとなっている。同じく「日誌十一」によれば、19年11月26日に、アルザス出身でフランス人として解放されたクンツマンが、ブーヘンターラー他一名を、「信書盜取」の件で訴えたが、収容所の取調べではその書簡は発見されず、ブーヘンターラーも無実を主張している。その三日後には、ドイツの利益代理をつとめるスイス公使に、オランダ領バタヴィアでの就職に関して斡旋の依頼書を出している。戦争直後の祖国の混乱について情報を得ていた捕虜たちの多くが、ドイツでの就職難を予期してオランダ領インドネシア行きを希望し、256名が警官などとして採用されている。ブーヘンターラーは、解放直後の20年1月に結婚し、少佐として退役しているが、その後インドネシアに向かい、バンドンの財務局に勤めている。少なくとも1922年までこの地にいたようであるが、その後フライブルクに戻ったのである。

五年の間日本に囚われて H. ブーヘンターラー少佐

² 「ドイツ兵捕虜とスポーツ 久留米俘虜収容所 III」久留米市教育委員会、2005年、51ページ。

³ Ulrike Klein: Deutsche Kriegsgefangene in japanischem Gewahrsam 1914-1920. Freiburg i. Br. 1993. S. 272.

目次

緒言

導入のための注記

1. 捕虜となり日本に送られる
2. 捕虜待遇におけるシステムの変化
3. 収容。改善の努力は徒労に終わる
4. 十分な身体的・精神的活動の妨害
5. 検閲
6. 待遇と処罰
7. 日本人の営利欲とその他の特性
8. 健康管理と宗教的配慮
9. 外国によるわれわれの利益の代理
10. 収容所の精神状態
11. 新しいシステム

緒言

青島守備隊の日本での捕虜生活を描写したこの記録を私が公表するとなれば、その動機は、われわれが苦難に耐え、大いに同情に値する人間であることを示したいということではない。戦争と封鎖の間に故国が味わった苦難にはここで触れないとしても、他の敵国にいた捕虜たちは、皆疑いもなくわれわれ以上の苦しみを体験しなければならなかつたのだから。われわれの看守たちに対する憎しみや復讐心という不毛な感情をかきたてようという気持ちは、なおさらない。そんなことは、以前にもまして今日われわれがなすべきでない贅沢であろう。とはいえる、私はこの文書によって、日本人の性格を知るためにささやかな寄与をしたい。このことは、われわれドイツ人が周知のように人の心理を読むのがひどく下手であるだけに、ますます必要であるように思われる。これについては、戦争によって多くの例が示されたであろう。われわれが、隣接する諸国民の心理についてすでにかなり不案内であるとすれば、このことは、日本人の心理についてはいっそう当てはまるのではなかろうか。彼らの猫かぶりは幾世代にもわたって教え込まれており、それゆえ心の動きを外に表わすことは、悪いしつけのしるしとみなされている。そして彼らはあらゆる考え方や感情を、お定まりの微笑という仮面の下に隠す。今やわれわれに対して、日本人はこの仮面をはずした。彼らがそうしてもよいと思ったのは、戦争捕虜というものが、多かれ少なかれ恥知らずの人間とみなされているからだ。日本人の名誉

に関する作法は、兵士、とりわけ将校に、囚われの身になるよりもむしろ自殺することを要求する。かくてわれわれは、長年にわたるつらい経験の中で、視野は鉄条網の内側であまりに狭く、知りえたのは幾十人かの日本人にすぎなかつたにせよ、この国をときたま訪れるだけの人には普通隠されているような、日本人の性格特性を知ったのだ。このような経験をもっと広く知らしめるのが、この文書の目的である。戦争がはじまったとき、ドイツの町々で人々は日本人に肩車をしてやって通りを練り歩いたものだが、それはわれらの民衆が、日本の騎士道は圧倒的に優勢な敵に脅かされている師に味方するものと思い込んだがためであった。しかし、こうしたことは二度とあってはならない。政治や商業において、いわゆるかくもロマンティックな日出る国ほど冷徹な国民は存在しないという事実が、いまや自制心を持ったわれわれの国民の共有の知となるときにのみ、われわれは国際関係における将来の過ちと、それに続く損失から身を守ることができるだろう。

導入のための注記

この文書に描かれた事実と状況そのものについて言えば、それは南日本にある久留米俘虜収容所に関わるものである。この収容所には、青島陥落以降将校を含めて数百名、1915年以降は1300名以上が収容されていた。1918年夏に約180名が他に移されて、人数は減少した。しかし、それでもなお日本にいる捕虜総数の約四分の一がここに残っていた。非常に多くのことについて、どこの収容所で起こったかということしか正確にはわからないにしても、大体において、どこの状況も似たようなものであった。評判の収容所であった板東収容所だけを除いて、と言えるかもしれないが。

私は、詳細については厳密に年代順には描くことはしなかった。もしそうしていたら、扱われている期間が長いために、単調で繰り返しの多いものになつただけだろう。

1. 捕虜となり、日本に送られる。

1914年11月7日早朝の6時30分、青島総督は降伏を決意した。歩兵堡壘の防衛線も、その後ろに配置された砲列も突破され、それゆえ予備軍のない無防備都市への敵の侵入を妨げることがもはやできなくなつたからである。ほとんど同時に、作戦行動においても、小さなものでしかなくなつて戦いの最前線でも抵抗は止んだ。それに続く降伏が、電話線の障害によってもはや声では伝えられなかつた諸地点は、白旗が上がるのを見て銃撃をやめた。武器の引渡

しにいたるまでにとられた方式からすれば、きちんと軍規を維持することは日本人たちにとって容易であったはずだ。それにもかかわらず、これは必ずしもうまくいかなかった。彼らはしばしば占領した陣地で強奪を始め、捕虜たちは時計や指輪を取られた。将校も含む幾人かのドイツ兵は拘束された。青島そのものにおいては、最初の幾日かの間ひどい略奪がおこなわれた。このことはあるアメリカ人の、ということはわれわれに好意的な先入観を持っていないはずの目撃者の書いた本[原注：「青島の陥落」ジェファーソン・ジョーンズ、ボストン／ニューヨーク、1915年]によって確認できる。こうした暴力行為の多く

クーリー
は、この好都合な機会を利用した中国人苦力たちのやったこととされているかもしれない。しかし、日本軍も関与していたということは、異論の余地なく確認されている。白昼ですら強盗が行われたのだ。けれども、日本軍総司令部の強い介入がなされ、状況が数日後に常態に戻ったということは、評価すべきである。

青島守備隊のうち、戦線で捕えられたすべての兵、すなわち守備隊の大部分は、降伏したその日のうちに10キロメートル離れた集合地点に連行された。夜になると霜が降り、われわれのうちの大多数は身に附いているものしか持っていなかつたので、次の日にそこから三つの小さな中国人村にテントでの野営のために分けられた。それから数日後、青島から遠くないところにある入り江で、日本行きの船に乗った。

何がわれわれを待ち受けているかということに関しては、意見が二つに分かれた。大多数はかなり楽観的な気分を持っていて、次のような確信を表明した。それは、日本人たちが戦争捕虜によい待遇を与えるという姿勢を崩さず、この点でも優れていることを証明するだろう、というものだった。しかし、悲観論者たちは一再ならず将来を案じた。持ち場を失ってはたいした名誉を得ることはできないが、それでも義務は果たしたのだ。このような意識は、あまりよくない待遇を受けても、それを乗り越える助けとなるだろう。付言すれば、肝要なのはドイツがそのすべての敵に対して勝利を収めること、しかも遠くない将来においてということである。以上が悲観論者の意見であった。われわれは、旅の目的地である久留米に5年ものあいだとどまることになり、完全に打ちひしがれたドイツに帰る定めだったのだが、その当時このことを予期した者は、さいわい誰もいなかつた。

降伏以後、そして久留米への輸送の途中で、日本に収容されるわれわれ捕虜たちがはじめて経験したいろいろなことは、楽観論者たちの正しさを認めるも

ののように思われた。白旗が揚がったのち、陣地や青島市街に侵入した日本人たちは、すでに触れたように、国際法や戦争慣習に対する違反をおかしたが、それは、ヨーロッパ的な考え方を十分教え込まれていない、異なる文化圏の軍隊だという事情によると考えられた。それに、全地域において司令部からの介入が、すぐに精力的におこなわれた。それは、捕虜集合地点にいたわれわれのためになされたわけではなかったが。一兵卒たちは、11月7日から久留米到着の15日までの9日間、固いパンと、時折少し冷たい肉の缶詰の他はほとんど何も受け取っていなかった。一それはおそらく、悪意によるよりもむしろ手配の悪さによるものだったろう。不遜な態度を見せつけられたり意図的に傷つけられたりしたことは、たまにしかなかった。全体的には、親切と善意が支配的だった。好意的な印象は、最初の日本人将校と親密になるにつれて強まった。日本に着くまでのさまざまな段階において、監視員や見張りは当然しばしば交代したが、そののちわれわれはずつとこの将校と関わり合うことになった。すなわち、われわれは門司でひとりの中尉の出迎えを受けた。彼は、われわれの目的地である久留米俘虜収容所に所属していたが、そこまでの鉄道輸送を指揮することになっていた。彼は最初から、自分の立場をいっさい損なうことなしに、公正で博愛的な人間としてふるまい、われわれの運命をできるだけ和らげようと努めてくれた。もしかすると、まさにこのことが、その後1915年の春にもう彼が交代させられてしまった原因かもしれない。

この将校は、戦争勃発の一年前にドイツ語習得のために青島に来て、1914年の盛夏になってようやくかの地を去っていた。その頃彼をスパイとみなす者もいたが、理髪師や写真屋として青島に住んでいた日本人も、ある程度そのように疑っていたのだった。私はこの点で彼らについて一種の名誉回復を試みたい。イギリスやフランスにいたドイツ人の給仕が誰でもそうだったように、日本人なら誰でも、青島でだけとは限らず、実に油断のならないプロのスパイだと疑っていたのは周知のことである。私の考えでは、その根拠は、どんな質問にも曖昧な答を返すという、この人種特有のなかなか人を信じない態度に求められるだろう。そしてこの態度は、どんなにあつかましい手を使ってでも未知の事情の探索を厭わないという、おさえがたい好奇心と結びついている。日本の新聞は、一人一人の捕虜や日本に住んでいる捕虜の家族たちについて、どんなにたくさんの中輪の事情を公表したことだろう。われわれは、捕虜となつた最初の日から、五年間にわたってどんなに多くのリストや質問用紙に記入しなければならなかつたことか。われわれはこれに最初はたじろぎ、諜報活動の匂いを嗅ぎ取つた。いくつかの質問、例えばもと商人が東アジアの会社に勤め

ていたときの給料の金額についての質問などは、おそらく実に怪しげなものだったろう。しかし、たいていの者は単なるもの珍しさと軽率さから、口述したこと記入された。しかしながら、同じ問い合わせにあるときはああ答え、別のときはこう答えるても、再度の問い合わせはけっしてなかった。勝利というものが、休戦後におこなわれた敵の財産の目録作りのさいの無神経な詮索で祝われるということが、かつてあつただろうか。この目録作りは、それぞれの場所で、婦人や子供の下着の最後の一枚にまで及ぶものであり、その結果は新聞に実名入りで公表されたのだ。こんな例ならあと何十も挙げることができるだろう。いずれにせよ同様に確かなのは、日本人たちが青島について、軍事的な観点からすればきわめて貧弱な知識しかもっていなかつたということだ。歩兵堡壘や砲台の位置についてはよく知っていた。これらはたいてい公道のそばにあったからである。しかし、動員された守備隊の兵力や砲・弾薬の装備やその他の重要な事柄について、彼らはどうやらよくわかっていないかったようだ。これらのことを探るのは、熟練した諜報機関には比較的簡単な任務だつただろう。彼らによってなされる諜報活動がいかに見え透いていて、それゆえ抜け目がないとはとても言えないということの例として、次の事実を挙げよう。1914年8月のはじめ頃、これは戦争勃発のあとだが、北京の日本大使館防衛隊の司令官が、青島に行くのがわかっているドイツの防衛隊の者に、何門の砲と何丁の機関銃を持っているかと尋ねたのだ。こうした観察例によって、私は彼らが人に対して持つ大きすぎる信頼感を弁護したいわけではもちろんない。とりわけ工業と商業の問題において、それはあてはまらない。私はただ、日本人がこの諜報という分野において超自然的な能力のようなものを持っているという意見に反対したいだけである。たしかに彼らは、スパイのための重要な特性、すなわち言葉や表情における習い性となった自制というものを持っている。しかし彼らには、別の特性、つまり当意即妙の才とか、すばやく決断を下す能力といったものが欠けているのだ。

門司港から久留米までの陸上輸送にさいして注目すべきことは、住民の果たした役割である。政府は、日本が打ち負かした白人の第二の大国の捕虜たちを自慢げに引き出すことによって、ナショナリズム的欲求を少しあおりたてる機会を逸すまいと考えた。これによって、重税を課せられている国民に、目に見える証拠を示そうと思ったのだ。国民は、この勝利が軍隊のおかげなのだと思うわけだが、軍隊は疑いもなく、近代化がもっとも成功している国家機構の一部分なのである。いたるところに、輸送列車が全然停車しない駅にさえ、男女の学校生徒が教師たちの指導のもとに動員され、またそれに応じて大人たちも

出迎えに参加した。われわれの到着は、大きな国民祭だった。われわれに対する住民たちの礼儀正しい態度は、心地よく感じられた。民衆の側からのあざけりや罵倒はいっさいなく、それは到着のときもそれからのちも同様であった。もちろんこの場合、考慮しなければならないのは、日本が本格的な戦争の苦しみをほとんど味わっていないということである。死傷者の総人口に対する比率は、まったく取るに足りないものだった。戦争は、それと引き換えにこの国に、中国に対する強い影響力という、国民の大部分の意にも十分かなう政治状況を可能にした。戦争は、依頼された仕事を引き受けることで、結果的に大金をこの国にもたらし、青島の軍事的占領は彼らの自尊心をくすぐるものだった。戦争の終わり頃から戦後の今にかけて、国民の貧困層は、世界経済の混乱とそれによって引き起こされた物価高騰によって非常な苦境に立たされたが、このことと戦争との関係は間接的なものでしかなかった。その責任は、たいてい政府と上層階級の厚顔無恥な利己心にあったのだ。戦争成金と闇取引がここほどはびこったところはほとんどない。

獲得した成果をわれわれを使って国民の目の前にはっきり示すというこの同じ目的のために、約4800名の捕虜たちは、多くの収容所に分けられ、それらの収容所はまたしばしば閉鎖されて、別の収容所に代えられた。いくつかの収容所には、百人足らずしかいなかつた。もっと大規模な収容所がなかつたというのが理由ではない。ちょうどよい二、三千人用の収容所であれば、すぐにでも造れただろう。それどころかすでに存在していた。というのも、例えば最初から久留米に収容されていた捕虜のうちの300人は、一種の鍊兵場に寝泊りしていたが、そこはこれよりはるかに多くの人間を受け入れることができたからである。それから、1915年夏から1000人以上が起居していた久留米収容所は、新築されたのではなく、基本的な部分はもうできていたのである。

さらに日本人は、捕虜の数をできるだけ賛嘆に値するほど多くしようとしたが、おそらくその主たる目的は、青島からドイツ人を「一掃する」ということであつただろう。攻囲中、青島ではもちろんある程度健康な男たちなら誰でも、何らかの任務に従事していた。それは消防の仕事であつたり、陣地構築に使わ

れた何千人もの苦力労務者の窃盗などから町を守る仕事であつたりした。このような人々も皆、あとになってから捕虜として日本に連行された。攻囲中、たつた一日しか軍服を着ていなくて、その後もともとなかつたに等しい戦闘義務から解放されていた場合ですらそうになったのだ。

2. 捕虜待遇におけるシステムの変化

11月15日午後7時、われわれは久留米に着いた。輸送の諸段階についての印象がそれまでいろいろと移り変わっていった中で、捕虜であるという運命、特にそれと結びついている単調さとあらゆる意志の自由行使の剥奪というものが、いまだに半ば目覚めて見ている夢のように思われたのであるが、この新しい状態がはっきりと意識されてくるにつれて、まだ順応が十分でない最初の時期には、われわれの生活はかなり困難なものとなった。それに加えて、特に下士官と兵卒にとっては、物質的にきびしい状態があった。青島では最後まで食料支給がかなりよかつたが、いまや賃金支払いがいつさいなしで⁴、捕虜のための費用に依存せざるをえなくなった。この変化は、収容の状況が万全ではなかっただけに特に実感された。けれども、われわれの状況が悪くなるようなことが多くなされたのは、日本の収容所当局の側からである。それははじめほとんど善意の人々から構成されていて、かなり自由な裁量権を持っていました。約190人が、町の中心部にある寺にほとんど運動の余地のない状態で入れられていたのだが、月に二回の規則的な散歩によってそれは緩和された。将校と官吏は、昼間は市外と近郊を含む一定の区域の中で、完全に自由な外出を認められました。結局この許可は、約二週間後、上級の部署の介入によって取り消されることになった。しかしこののちも毎日二時間、われわれが収容されている建物のすぐ近くにある美しい寺の庭園を、監視兵にあまり妨げられることもなく歩くことができた。検閲は時間通りなされた。さらにわれわれは、15年3月まで発送する郵便の数や量を制限されなかった。ドイツと日本の考え方の違いによる衝突と摩擦はなしではすまされず、そのさい憂き目を見ることになったのはわれわれの方だったが、そうは言ってもすでに触れたように、その頃はわれわれを大切に扱おうという努力がなされていた。

しかし、残念ながらこの状況はすっかり変わることになった。この変化が何によって引き起こされたのかということについては、推測するしかない。その原因のひとつは、戦争の長期化がはっきりしたのち、戦争捕虜にかかわるすべての事柄が、しだいに日本的なやり方で、もっぱらこのために陸軍省内部に作られた部局によりすっかり方式化させられたということにちがいない。こうして、われわれの最初の所長のような理性的でまつとうな考え方をする所長たち

⁴ 捕虜将校は、原則として日本の同階級の将校と同額の給与を受けることになっていたが、下士官・兵卒は食材などの現物支給だった。ハーグ陸戦協定によれば、この給与分は休戦後、捕虜の出身国が抑留国に返済することになっていたが、第一次大戦ではヴェルサイユ条約により帳消しとなった。

がいたとしても、彼らは以前に比べればずいぶんと束縛を受けることになった。しかし、陸軍省の指示自体が、不必要的厳しさへの志向によって支配され、あらゆる公正さをなくしてしまったのだが、このことは上述の理由によってはまだ説明できない。一番納得できるのは、このことが日本をけしかけている連合国に対するへつらいだったということだ。日本にいる戦争捕虜が、連合国でまともに待遇されていない捕虜に比べて優遇されすぎるのは、連合国にとってあまりよいことではありえなかった。しかし日本はこのへつらいを、青島、山東半島、ドイツ領南洋群島に関する協定のために必要としたのだ。さらに日本は、对中国政策のために、連合国に黙っていてもらおうとした。持ちつ持たれつというわけだ。こうして戦争捕虜が貧乏くじを引くことになった。主導的な英字新聞である「ジャパン・クロニクル」も認めたように、ドイツの領土は 1919 年夏に、連合国の圧力によってようやく日本の強制管理の下に置かれたのだが、そうであるだけにこの説明はますます真実と思われてくる。これもまた、日本がドイツ人を犠牲にしてわれわれの敵にいかに気に入ってもらえたかとの一例である。そういうわけで、捕虜の待遇についても、まったく同様のことがなされなかつたとは言えないものである。

これとまったく軌を一にするのが、1915 年春に日本の外務省の命令でわれわれの前でなされた、当時のパリ駐在大使石井の報告書の朗読である。その報告は、ドイツにおいて最後通牒交付後に日本人に対してなされたという蛮行にかんするものであった⁵。石井は、外務大臣、ワシントン駐在大使というそれ以後のポストにおいても、ドイツを追い立てることによって連合国のお気に入りになろうとした。われわれに対してこれまでとは異なるきびしい態度が示されたとき、上述のことが言い訳となつた。悪しき方向への転換がなされ、新しい進路は一連の所長によって堅持されたが、彼らは善意の代わりに悪意ある嫌がらせのシステムを登場させた。これらの人物が意図的に選び出された（おそらくこの推測が正しいのだろう。）のか、あるいは彼らがこの地位についたのは偶然だったのか、真相はもちろんわからない。またそれはわれわれにとってかなりどうでもよいことだった。われわれはともかくこのような人間たちに、希望もなく引き渡されたのであり、私がのちに述べようとする、われわれの状況を変えようとするすべての試みは、何の成果も産み出さなかつた。

何年もたつて 1918 年夏になってようやく、改善への急激な変化があつた。

⁵ この当時の在独日本人に対するドイツの扱いについては、奈良岡聰智「第一次大戦勃発時のドイツにおける日本人『捕虜』」、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究、第 4 号、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会、2006 年、17-38 ページ参照。

これについても明らかでない点がある。この変化の原因が、アメリカの代わりに本当の中立国スイスがドイツ人の利益保護を委託されたことであるとは、あまり考えられない。利益代行におけるこの交代は、すでに 1917 年春、つまりシステムの変化の 1 年以上前になされていたからである。それよりも次のように考えたくなる。ドイツ政府は、日本に対する圧力手段を持たず、特にドイツにいる日本人の戦争捕虜がほとんどないことにより報復手段を持たなかつたが、スイスを経由して、われわれの境遇への国際赤十字の関心をかき立て、それによつて道徳的な圧力をかけることに成功したのだろう。こうして、すでに明らかな改善のきざしがみとめられたあとだつたが、1918 年夏、国際赤十字の委託を受け、日本赤十字の総裁に付き添わされて、あるスイス人の医師がさまざまな捕虜収容所を巡検した。その後すぐに、いくつかの点での一連の要請の実現と問題の除去が次々になされた。これらの点については、最善の意志をもつてしまつても変更は不可能であるというのが、従来は収容所側のいつもの言い分であつた。しかし、実はこの「意志」がまさにそれまで欠けていたのだ。ほぼ時を同じくして、約 180 人が他の収容所に移されたが、これは過密状態になつていたわれわれの人数の実に望ましい減少であった。新しい所長がやってきたが、三年以上ひどい悪意の人物たちがこの地位を占めたのちに、突然また善意の人間になった。かなり多くの改善は、この新しい司令官個人に帰せられるだろうが、システムの変化は彼のおかげではなかつた。というのも、それはもっと前にはじまっていて、この所長がすぐに去つて行った（2 ヶ月しかいなかつた。）のに、改善は中断されなかつたからである。彼の後継者は、個人的にはむしろ以前通りのやり方に戻したかったのだろう。なぜなら、彼はいつもいっさいを一部は以前からいた部下たちにゆだねて捕虜たちと接触せず、それゆえに彼の先任者によって計画された改革は、実行されないままになつたからである。

3. 収容。改善の努力は徒労に終わる。

すでに述べたように、190 名の下士官と兵卒が、はじめは市街地にあるひとつの寺院にかなり問題のある状態で収容されていた。将校と官吏は、久留米市のはずれにあつたかつての料亭に、300 名の下士官の兵卒は、市外から一時間の距離にある一種の連兵場にいたが、彼らの状態はまだましであった。

しかし、われわれ全員にとって状況が著しく悪化したのは、特に兵営の一角にあつた収容所に入つてからである。1915 年 6 月のはじめ、この収容所で久留米のすべての捕虜のみならず、他の収容所から来た捕虜たちもいっしょにされた。全体では、将校と官吏 74 名、准士官と曹長 54 名、他の下士官 161 名、兵

卒 1029 名、合計 1318 名であった⁶。収容所はもちろんおきまりの鉄条網がついた板塀で囲われ、172m×164m のほぼ正方形で、面積は約 28000 m²であった。このうち 38 パーセント以上が建物の面積である。兵士たちに「間の筋道」と名づけられたバラックの間の空間は、洗濯物を乾燥させ、毛布などを日に当てたり風に当てたりするためにいつも使われていたことを思い起こすと、1250 名の下士官と兵卒の運動のために、47m×23m の中庭しか残っていなかつたことになる。しかもその一部はまもなく、演劇の舞台で占められた。そして収容所をとりまく幅約 3 メートルの「散歩道」は、一方の側を板塀で、他の側を 19 よりは多い非常に簡素な仮設便所によって囲まれており⁷、もちろん縁は何もなかつた。ここを特に夏に歩くのは、楽しみであるとはとても言えなかつた。将校と官吏には、彼らの二つのバラックの外に小さな広場があり、そのひとつはテニスコートに、もうひとつはファウストバル⁸と散歩のために整地された。これは、他のすべての改善と同様、われわれの出費によってなされた。

バラックは、二重ではあるが穴だらけの壁からできている木造の建造物で、天井がなく、こけら葺きの簡単な屋根と板張りの床があり、その床は杭によつて草の生えた地面から一フィートほどの高さに支えられている。これらのバラックは暑さと寒さ（夏は 37 度、冬はマイナス 6 度に達する。）に対してはまったく不十分なもので、しばしば雨漏りもした。将校用のバラックは、内部を通路で分けられていて、この通路の両側に約 5.5 メートル四方の馬小屋のような部屋がいくつもあり、通路からは腰の高さのドアのない壁によって仕切られ、隣の部屋からは 2 メートルの高さの壁によって仕切られていた。各部屋にはたいてい三人の、一部分は二人の将校と官吏が収容された。兵卒のためのバラックの端には、2.8 メートル四方の小さな四つの部屋があり、准士官と曹長などが収容された。その隣に四人用の仕切られた部屋があり、たいていは年配の予備役兵に割り当てられた。それに続いてバラックの大部屋があり、通常は 76 人が入れられていた。外側の端には仮設便所があった。バラックは非常に狭いもので、寝台の列の間にある中央通路として使われている空間は、せいぜい食事とトランプ遊びに使えるぐらいで、通行の邪魔になるので読み書きをする机

⁶ 原文ではここに図ないし写真の指示があるが、そのような資料は文書館には存在しなかつた。それゆえ図の指示は今後も省略する。

⁷ 板塀は収容所の周囲を取り巻いている。収容所の見取り図によれば、便所は集中してあるのではなく、各バラックの外側の板塀側にひとつずつ付属する形で設置されている。したがつて散歩は板塀と便所の列の間を通つてなされることになる。

ファウスト

⁸ 拳 だけでボールに触れてよいバレーボールのような球技。

を置くことなどできなかった。将校と官吏のための設備は、寝台と布団と幾枚かの質の悪い毛布、机と椅子であった。兵卒たちは、上と同様の毛布と布団をあてがわれたが、寝台は一部にしかなかった。さらに、兵卒のためのバラックには、10の机と20の長椅子と二メートルの高さに吊り下げられた10燭光の白熱電球が備えつけられていた。しかしこの電球は、大部屋には5つしか割り当てられなかつた。それらの光は茶色になった壁や天井の木組みまで十分に届かず、読書は不可能で、トランプ遊びでさえ晩方長くやつていると目を悪くした。

こんなふうに収容状況はすでに十分悪かったのだが、実際あとでほどこされたようなちょっとした手段によって、多くの困難は取り除かれていたことだろう。必要は発明の母だからだ。とはいえ、そのためには少なくとも確実に好意を当てにできるということが前提だった。ところが、新しい収容所に移つてから明白になったことだが、新所長の指揮のもとではそんなことなどもはや考えられないのだった。この所長は中佐で、たいていの所長には言えることだが、参謀本部員であった。彼は、かつて命令によって派遣された先のドイツの軍隊で何年も手厚くもてなされたことがあり、しばしばドイツの事情や考え方についての知識を自慢さえした。それにもかかわらず彼は、そのときどうやら捕虜待遇のシステム全体の中にあったきびしい方針を度外視するとしても、個人的にわれわれの状況をできるだけ困難なものにしてやろうと努めたのだ。この小さな威張り屋は、ヨーロッパ文化に接した日本人層にありがちな完全な人種的優越感とうぬぼれに浸っていたのが、ドイツで無意識のうちに一再ならずその虚榮心を傷つけられたのだろうか。そして、身を守るすべのない捕虜たちに八つ当たりして鬱憤を晴らしたわけだが、それを恥じる気持ちもなかつたのだろうか。それは、許すことを知らず、復讐の手段を選ばない、日本人の執念深い性格と少なくとも相反するものではないと考えるべきであろう。

日本人が騎士道を持っていると思うのは、彼らがこの言葉を口にするにもかかわらず、広く流布している誤りである。人間は、心の奥底で自分にはないと意識している特性を人に自慢するということが、時折あるではないか。騎士道に関して言えば、次のような事実を断言できる。すなわち、日本人はこれを持っていると思い込んでいるが、彼らの性格を深く知れば知るほど、彼らには騎士道がないと考えざるをえない。上述のような誤解は、武士道という日本語の翻訳が適切でないことに由来するのかもしれない。武士道はもともと、封建的な名誉に関する作法を表わす言葉で、これに対しては騎士道(Ritterlichkeit)という訳語が市民権を得ている。ところで武士道は、封建領主に忠誠を守り、恥を最大の惡として厭い、死を直視することを教えるものである。これらはすべて、

西洋においても騎士道という同様に中世的・封建的な概念の一部をなしている。しかし騎士道は、キリスト教精神から発したものであるために、その他に、弱き者、無防備な者をいたわり、それどころか守ってやることを必ず要求する。武士道はこの点については何も知らないのであり、事実また日本の伝説や歴史に、今述べたような西洋的な騎士道の諸相を捜し求めても、無駄に終わるのである。敗れた者、弱き者に対して力は野蛮に行使されるのであり、およそこうむった不当な仕打ちに対しては、それが現実のものであれ思い込みであれ、容赦のない復讐がなされるのである。それはかつて、身分の高い者の、そして一種の下級貴族である侍階級のための規範であった。そしてこのような考え方は、貴族や侍によって補完されている近代日本の官吏たちや将校団、下士官団に移された。武士道は、身分の低い多数の民衆のために定められたものではない。だから民衆の中では、仏教の影響によるのかもしれないが、もっと穏やかな考え方方が見られるのである。例えば監視兵たちは、きびしい態度をとるように命じられることができれば、ほとんどいつも無害でおとなしく、友好的であった。彼らが乱暴になるのは、上官の驅り立てるような影響によってなのであり、そのことは彼らをそのつど観察していればよくわかる。

もうひとつの日本人の特性を、ここで考慮する必要があるだろう。日本人から問い合わせに対する明確な答を得ることは、不可能だということである。この関連でおのずと思い起こされるのが、外交官についての次のようなよく知られた冗談である。「彼が『はい』と言ったら『そうかもしれない』という意味であり、『そうかもしれない』と言ったら『いいえ』の意味であり、『いいえ』と言ったら彼は外交官ではない。」明確な答をこのように嫌がるのは、おそらくあらゆる場合を想定して逃げ道を確保しようとする総じて東洋的な努力と、またおそらくは、率直に「いいえ」と言うことが、日本的な礼儀作法の丁寧さに反するということとかかわっているのだろう。

将校のためのバラックでは、一人一人の居住空間を内部の通路や隣人の空間から切り離し、冬の寒さを防ごうとした。それらのバラックは、比較的収容人数が少なくて屋根が高く、大人数が詰め込まれた屋根の低い兵卒用バラックに比べれば、寒さがいっそうこたえたのである。そこでわれわれは、与えられた材料を使ってまず板の天井を作り、さらに低かった壁を天井まで高くしようとした。これは日本人がやるべきことだと考えたわれわれは、まずそのような要求をおこなった。ずいぶん時間がたってから、われわれが費用を出さなければ、その実現は不可能であることに気づいた。そこでわれわれは、自分の金を払わざるをえなくなつた。人により、出費する決心の早さは違っていたが、いった

ん改修がはじまると、仕切り壁によってすぐに個室群が出来上がった。それらは小さくて、もとの部屋にあるたったひとつ窓を取り込むことはほとんどできなかつたが、それでも、何年間も捕虜である者だけが十分に評価できるような計り知れない利点、すなわち一人でいられる可能性を提供してくれた。隣の個室のどんな小さな話し声も聞こえたので、たしかに防音は不十分だったが、少なくとも人の視線からは守られていた。こうして時折は、自分が自由であるかのような非常に快適な気分を味わうことができた。これは、将校と官吏にとってのこの収容所における大きな光明であった。

4. 十分な身体的・精神的活動の妨害

上述のような下士官・兵卒の窮屈な収容状況では、動ける余地はあまりなかつた。洞察力のある者なら誰でも予見できたことだが、捕虜生活が長く続ければ、この状況では特に精神的な種類の重い障害が避けられないものとなるだろう。それゆえ、われわれがここに来た最初の日から、最先任将校は、そうした状況を緩和しようとあらゆる努力をした。彼は、ドイツの伝統的な将校の考え方方に貫かれていて、兵たちの健康に対して自分に個人的な責任があると思っていたのである。すぐに、もちろん監視つきではあるが規則的な散歩の許可と、小さな運動場の建設を目的とした収容所の拡張が要求された。ここでの捕虜になっている兵たちのうちでは、室内でよりも戸外で活動的になる者の方が、はるかに多かつたからである。それはつまり若者たちで、彼らの運動への欲求は、単調な捕虜生活の中では特に大きなものとならざるをえなかつた。しかし、他の多くの欲求同様にこの基本的な欲求をわれわれの抑圧のために利用することは、最初の何年かの日本のシステムの一部であった。それゆえ、いかなる要求も、また一種の権利とも解釈できたような、規則的な散歩を許してほしいという思いも、聞き届けられることはなかつた。おとなしい子どもにはおねだりを、それもしばしばさせなければならぬ。そうした方法でのみ、反抗心を芽のうちに摘み取ることができる。こんなふうに日本人は考えたのか、頻繁な外出が許された複数の期間のあいだに、狭い収容所から出てはならない期間が、最長で五ヶ月も置かれたのである。このような懲戒措置の理由は、時として予測はできたが、たいていはわからなかつた。他のことと同様、この点においても将校と兵卒を仲たがいさせて漁夫の利を得ようというのも、いかにも彼ららしかつた。例えば将校たちの「行儀が悪い」と、兵卒たちはそれだけ頻繁に外へ連れ出されたし、その逆もあった。外出が許されるかどうかだけでなく、どんなふうに許されるかということも、システムに従っていた。捕虜たちがとても「お

となしく」していて、おねだりも真剣だと、景色のきれいな所への遠出が許され、また、ふだんは道の状態が許せば将校にさえ課せられた隊列での行進も、しなくてよいことになった。そんなときには、番兵と警察の監視も控え目だった。警察はいつもいて、まるで収容所には軍の番兵だけでなく、警察の監視員もいるのだと言わんばかりであった。これこそは、一方だけをけっして信用せず、つねに双方を互いに監督させるという、東アジア特有の神聖なる原則なのである。こちらがあまりおとなしくしていないと、今度はすべてが変わるかもしれませんぞと言われる。例えはある時、何らかの逸脱行為があったとかいうことで、収容所を出発したすぐあとで回れ右ということになり、散歩は突然中止された。その後、こんな子供扱いをされるぐらいなら、これから散歩には加わらないと言ってやると、彼らはずいぶん気を悪くした。というのも、日本人たちは散歩を特別な恩恵だと思っていたので、これをしりぞけることは反抗心の証明だったからである。

散歩中の煩わしい監視措置、整然とした隊列での行進、多すぎる監視兵、人數確認のための頻繁な停止は、バラックにおける夜の点検と同様に、逃亡の試みを妨害するために必要であるとしてはじめられた。逃亡は、日本が島国であること、人種と服装の相違、難解な言語により、すでに最初からあまり見込みのないものであった。アメリカと中国の宣戦布告のちは、ほとんど不可能になったと言ってよい。それにもかかわらず、これらの措置には何の変更もなかった。それらは実際、彼らの主張するように手段ではなくて、自己目的であった。

さらにいっそ不可解で不公正だったのは、収容所の拡張に対して再三なされた依頼にさいしての拒絶的な態度であった。それは、もう一つのテニスコートだけでもよいから、ささやかな運動場を造るための依頼であった。散歩についてはいつも持ち出される、事務部や監視兵の負担になるという口実は、この場合にはまったくなかつただろうし、借地料ならわれわれが払う用意があった。しかし、「捕虜生活を夏の保養にしてはならぬ」と、ある所長は言った。けれどもこの件に関しては、やはりけっして決定的な拒絶はなく、むしろごまかしを重ねて希望を抱かせ続けたのである。おそらく、それによってわれわれに何度も新たなおねだりをさせようという魂胆だったのだろう。まったく正当なこの希望の実現でさえ、1918年夏のシステムの交代によってはじめてなされることになったのである。そのとき、すべての厄介な問題は、いちどきに除去することができるようになった。

しかし当時は、これらの申し出が拒絶されただけでなく、状況そのものから

すれば許可されてもよかつたような身体活動は、さらに考えられる限りで最大の困難によって妨害されたのである。収容所の移転のすぐあとで、将校たちに下士官や兵卒たちとのいかなる往来も禁止する命令が出された。とは言ってもそのような命令は、窮屈な共同生活の中で、寄付された品々や書籍などを協力して処理する必要性から、実行不可能なものであった。しかし、ともかく命令は下されたのだ。しばらくの間は、この命令への違反も暗黙裡に見逃されていたが、ある日突然、この命令が守られるようになった。広さという点では将校たちの方がいくらかましな状況にあったので、兵卒用バラックから兵たちがテ

バールラウフ
ニスや陣取りなどのために、将校用の広場に招かれていた。だが、兵卒といつしょにスポーツをすることは、われわれにふさわしくないという理由をつけられて、時折禁止されたのである。フェンシングのみならず、チームで競う綱引きや、集団での徒手体操も、軍事訓練だとして禁止された。徒手体操をすれば、狭い土地でも非常に有効に活用できたのだが、号令によるもののみならず、合図によるものまで禁止された。隣接したバラックの端と端は、トタンで覆われた通路によってつながっていて、そこは大雨のときには全体に長靴が不足がちだったこともあるてちょうどよい歩道になっていた。この道を散歩することが将校に、そして時には兵卒にも禁止された。それどころか、収容所の事務所と門のあいだを通り抜けることさえ禁止されるところだった。もしそうなっていたら、収容所を一周する道で、同じ方向に回ってゆくことが不可能になっていたであろう。すると、そこで引き返して向こうからやってくる人々をよけながら歩かざるをえなくなっていたことだろう。結局この禁令は未然に防がれた。周囲の地形が収容所の敷地よりも高くなっているところがあり、そこでは垣根越しに憧れの自由な世界や緑を見ることができたのだが、それも禁止された。将校用バラックの前の広場に、夜と昼に一人ずつ歩哨が立った。そこから 16 歩以内の範囲に入ってはならず、（われわれによって調達され、整備されていた）ランプを窓の外につるすことも許されなかった。これによってわれわれは、夏の晩の 10 時前に吹かれる帰營ラッパの前の少し涼しい時間にも、熱気のこもった木造バラックの中にとどまらざるをえなかつた。兵卒たちを同じようにバラックに閉じ込めておきたければ、夏は 7 時、冬はもっと早く定められている夕方の点呼の後、収容所をめぐる道を歩いてはいけないという禁令によってそれは達成されただろう。これらの無意味な命令はすべて、当然のことながらたえず違反がなされ、懲罰が科せられるきっかけとなつた。

身体活動の可能性がこんなにも少なかつたので、精神的な堕落を防ぎ、ある

いは少なくともできるだけ小さくするために、他の方面で刺激を得ることがいっそう重要になった。ひとつのバラックには、半分しか人がいなかった。そこで最先任将校が日本人たちに提案したのは、このバラックにいる40人を、他の15のバラックに分散させ（これは簡単にできただろう。）、それによって、授業や講演、コンサート、礼拝などのための空間を作ろうということだった。これは拒否された。講演は原則的に禁止され、共同の研究は、語学の勉強でさえ、最大人数が4人までという規定によってできるだけ制限された。またそのような目的のために将校と兵卒が会うことも禁じられた。こうして、収容所の中の、東アジアに滞在していた通訳や技術者、商人など、多くの人々が持っていた豊富な専門知識の宝庫は、活用されることがなかったのだ。収容所発行の新聞と雑誌は禁止された。音楽活動の育成もできるかぎり邪魔された。将校と兵卒の協力は、この分野でもしばらくは不可能だった。収容所樂団は、リハーサルの時には、不適当な場所からいっそう条件の悪い場所へと追いやられた。コンサートはせいぜい週に一回許可されるのみで、悪天候のため中止の場合はやり直しのできないことが多かった。こじつけの理由によってよくなされた懲罰処分は、一定期間の、あるいは不定の期間のコンサートの禁止令であった。演劇も同様である。行進曲の演奏が樂団には禁止された（そののち「アレグロ」と称してプログラムに載せたが、それも目について日本人にこの偽名を見破られてしまつた。）のと同様、「ヴァレンシュタインの陣営」の上演が「軍隊にかかるという理由で」、劇団には禁止された。適切な指導を受けていた合唱団はそもそも解散させられたが、「近所迷惑だから」というのが理由である。近所というのは兵営のことである。そこでは夜明けから暗くなるまで軍樂隊が練習しており、日本の銃剣術によくある敵を威圧するための大聲が響きわたつてゐた。兵たちが晩に読書でき、目を傷めるのを防ぐために、われわれの費用でバラック内の白熱電球を増やす許可をもらいたいという、さかんになされた要求は、日本兵も晩に読書しないという理由で拒絶された。日本兵が軍務にひどく疲れて、その上知的水準がはるかに低く、したがつて晩は本なしでもやっていけるというのは別に不思議ではない。彼らが日本兵を比較のために引き合いに出したのは、おそらく意識的な嘲弄のためでしかなかつただろう。やがてある利口な男が、ある程度人に邪魔されない場所を作るために、窓台と寝台の端に板を渡すというアイディアを思いついた。それは小さな机になり、そこで彼は恋人の写真を立て、食事をし、昼間明るいときには読み書きをすることができた。この先例は熱心に模倣され、わずかのあいだに誰もが木箱をこわして自分で作った椅子と机のあるささやかな窓辺の席を持つようになった。これは、特に知

的な欲求を持つ人々にとっては計り知れない価値があった。だが、この楽しみもしばらくのうちに禁止されてしまった。気力を失わせ、精神を堕落させるのに最大限の手助けをするようなこの実に残酷な禁令に対しては、その後違反がたえることなく、ずいぶん多くの者が罰せられたのは言うまでもない。しかし、兵たちにとってとりわけきびしかった禁令は、手仕事の道具を持ってはいけないというものであった。ドイツ人が趣味の工作をいかに好み、いかに巧みになすかを知る者、またこれが収容所では結構な稼ぎになることを知る者は、まったく仕事がなく、金もない兵卒たちにとってこの禁令が何を意味するかが想像できるだろう。あちこちに置かれていたいくつかの板材がなくなり、寝台に打ちつけられていたが、これが禁令の口実になった。最先任将校は、この損害に対する償いを申し出た。しかしそれも役に立たなかった。兵たちはなげなしの金をはたいて、ここではずいぶんな高値になっていた手仕事道具を購入していたのだが、それはすべて取り上げられた。当然のことながら、多くの道具は隠され、ひそかに持ち続けられたが、それだけにその後道具を見つけられた違反者が罰せられた件数も多かった。火災予防のためと称して、禁令はアイロンにまで及んだが、それが再び許された 1918 年の夏以降にはまったく何の問題も起らなかった。仕立屋、家具職人、理髪師などの職人たちには、このようにして仕事や収入の可能性を制限されたのだ。

こんなふうに、日本人たちはあらゆる分野の活動に対しているいと邪魔をしたが、またこのことについて外の世界を欺いて、捕虜のなしたことが自分たちの熱心な援助によるかのように見せかけようと懸命だった。日本人の客が、しばしばコンサートや演劇にやってきた。特に、「アルト・ハイデルベルク」のときにはそうだったが、これは日本ではかなりよく知られ、人気のあるドイツ文学の作品であるらしい。音楽や演劇のプログラムは熱心に収集され、運動会や展覧会にはいつも外から訪問客がやってきた。収容所で作られた品、機械類、模型、おもちゃなどは、しばしば要望に応じて日本のいろいろな展覧会に貸し出され、その後よく壊されて戻ってきた。これらのうちほとんどひとつの品も、禁止された道具なしでは、つまり拘禁の罰を受ける危険なしには製作されなかつたのであるが。

5. 検閲

これまで述べてきたことからすでに明らかであろうが、検閲は、日本人の好奇心とさせこせした性格のため、特に彼らの気に入るものだったにちがいない。平和なときでも日本には実際上郵便の秘密は存在しない。われわれ捕虜にとつ

て、検閲はわれわれの出発の日まで存続した。

講和条約が効力を持つようになってから 6 カ月後の 1919 年 12 月終わりに、日本にいるドイツ人のための検閲はようやく廃止された。いずれにせよ日本人たちは、平和な時代になっても引き続ききびしい検閲を、特に同盟国を含むすべての外国に対しておこなうのが不可能になったことだけを残念がっている。検閲とそこから生じる制約が存在するだけでもう大きな災いなのだが、われわれにとってそれはいっそう大きな苦痛となった。それは、われわれが何年間もその中で過ごした、あのいじめと嫌がらせのシステム全体のバックボーンであった。

検閲の運用においても、大きな収容所への引越しのあった 1915 年夏に、悪い方への変化がはじまった。このときから検閲は、特に反抗的分子と目された者に対して意識的に強圧手段として利用され、1918 年春になるまでどんどんひどくなっていた。それから徐々に改善され、1918 年 8 月になってようやく、検閲は無害で客観的と呼びうるものになった。

日本にいる戦争捕虜は、すでに故郷から遠く離れていることによって悪い状況にあった。この状況はその後、われわれの郵便をシベリア経由で運ぶことをロシアが拒否し、U ボート戦が起こり、アメリカが敵に加わったことによっていっそう悪化した。何ヶ月ものあいだ、ドイツからの郵便はまったく入らず、来た場合でも、時には 4 から 6 ヶ月遅れていた。それから一収容所側のお気に入りどものいくつかの郵便物を除いて—そもそもまじめに検閲がはじめられるまでに何週間もかかり、処理が終わるまでに何ヶ月もかかった。近親者の死亡通知も何ヶ月も検閲所で眠っていた。ときたま日本や中国、アメリカから入って来たり、われわれが発送したりする郵便は、制約のために数が多くなくて、ヨーロッパの郵便局ではそんなに仕事も多くないから、その分早く処理されただろうと考えるのは大きな間違いである。こののろのろした処理方法の主たる原因是、技術的なものではなく、捕虜をかつての幸福な生活や自由、家族と結びつける糸である唯一の通信手段から、それ相応の搾取をしてやろうという意図であり喜びでもあったのだ。そのためには、もちろん手紙をとどめておくだけでは不十分で、何百という手紙が破棄され、盗まれたのである。怪しいとみなされた箇所が黒く塗られることは、墨の国なのにほとんどなく、裏に何が書かれてあろうがおかまいなしに切り抜かれた。これは、われわれに渡される便箋（将校と官吏は月に 3 枚、下士官は 2 枚、兵卒は 1 枚。1 枚は 32 行である。）の裏表に字が書かれることが予測されていただけに、なおさら不愉快であった。検閲の目のつけ所が見て取れたのは、ある時ごみ捨て穴から見つかった切り抜

かれた箇所からである⁹。そこにあったのは、タバコを送れという依頼、ブレスト・リトフスクの講和を喜ぶ文面であり、それによってシベリア鉄道が自由になってドイツとの郵便連絡が改善されるだろう、というものなどである。今後はそれに従うことができるから、問題点を教えてほしいというすべての要求は、無駄に終わった。これこれの手紙が到着したということを書くのも、時として禁止された。ひそかに検閲を監視しているのではないかと言うわけである。幾人かの捕虜には何年間も郵便がなかった。それで、かなり多くの者が自分に割り当てられた便箋を売って、それによって彼らの家族との心癒される連絡を完全に絶ったわけだが、それも何の不思議もない。私自身、検閲をすり抜けて家族と文通するという違反を犯した。というのも、何度も私の知らない理由によって、四分の一年に及ぶ非公式な郵便差し止めが私に適用されていたからである。この正当防衛の結果は、2ヶ月の公式の、さらに22ヶ月の非公式の差し止めであった。電報や第三の手段によるあらゆる伝達も、命令された通信の禁止によって拒否された。日本人たちの考えは、家族たちは心配すればよいのだ、この捕虜の苦しみもなおさら大きなものとなるだろう、ということだったのだ。そのような差し止めの最中に到着した手紙は、ほとんど全部押収された。さらに部屋の中が搜索され、何十もの手紙が、戦争開始前の半年に書いたものさえ取り上げられ、繰り返し要求したにもかかわらず、返してもらえなかつた。1918年春に手紙が渡されたが、それらが検閲所にとどめおかれていた日数はそれぞれ、165,165,164,156,145,138 であった。私のところにある手紙がかつて達成した保留最長記録は、252 日である。この種のものは、計画的な引き延ばしであった。時折事務所に呼ばれる者もいたが、名目上、検閲官は受信した手紙を一言も読めないことになっていたからである。呼んだ目的はどうやら、手紙がそこにあり、それが検閲されているということを知らせることであつたらしい。だが、この手紙はそのとき渡されないのである。検閲のこうした運用は、戦争捕虜に対して考え方の道徳上最悪の責め苦のひとつである。検閲に責任のあつた日本人将校のために言っておくと、彼らは自分たちのやり方をあまり意識していないかったと考えたい。なぜかと言うと、日本人は家族に対して、特に女性の家族に対して、ヨーロッパ人よりもはるかに現実主義者であり、またはるかに冷徹な人間であるからだ。この点においても、気まぐれにでも騎士道を示すことはまったくないのである。

⁹ 収容所の見取り図によれば、ごみ捨て穴は将校棟のすぐ近くにあったので、調べるのは簡単だったのだろう。

上述のような状況の主たる原因是、悪意であると言うことができるだろう。というのも、1918年以降は、検閲官が三人から二人に減ったにもかかわらず、すべてが非常によく機能するようになったからである。けれども、原因の一部は日本的な仕事の方法にもあった。

収容所の職員たちは、所長ともう一人の佐官、一人の大尉と、二人のドイツ語が話せる中尉、一人の医師、一人の主計官、二人から三人の一般人通訳と、幾人かの下士官、伝令兵からなっていた。このスタッフが目的にかなうように仕事をすれば、検閲も含めて問題なく業務は達成されていたにちがいない。しかし、例えば所長の下の佐官は、日本人に特徴的なことだが、われわれと所長のあいだの取り次ぎ役を主たる存在目的としており、それによって所長はまったく近寄れない人間になってしまった。最悪の時期には、この佐官すら雲の上の人にになり、すべての要求や苦情は、文書になったものも含めて大尉に渡された。さらに上に取り次がれるかどうかは、この大尉の自由裁量に任された。たいていの事柄は、返答にも値しないとされた。大尉は、特に兵卒の捕虜たちに関する日常のこまごました業務の責任者であり、罰則や要求などを処理していた。二人の中尉は、大尉の下で、衣服・在庫品の管理と、厨房・酒保の監督に特に責任を持っていた。彼らは散歩の管理もおこなった。彼らはドイツ語を理解し、しかも時折は職業通訳よりもましなことがあったので、手紙の検閲も手伝わされていたようである。それは最初の時期と最後の一年間のことであったが、いじめのシステムの時期、つまりあいだの三年間は、そういうことがほとんどなかった。その頃二人の中尉は、われわれの生活をしにくくするために決められた無意味な措置のすべてを監視するためだけに使われたと言ってよい。いや、それだけでは十分でなかつたのか、一般人通訳も、彼らの本来の仕事からあまりにもしばしば無目的に引き離された。

われわれに広まっているもうひとつの先入見は、東アジア人、中国人や日本人を、世界で最も勤勉な労働者と考えることである。まだかなり遅れている社会状況に、ひどい貧困と、雇用者と被雇用者の強い支配関係がともなっているために、たしかに個別的に見ればわれわれよりも多くの仕事が課せられているし、平均の労働時間もわれわれよりはるかに長いだろう。しかしそのわりに、仕事への集中度ははるかに低いのであり、東アジア人は、強制がなければきっとわれわれよりも怠惰になりがちであろう。そういうわけで、われわれを管理していた部署の人々も、自分たちの生活を相応に気楽なものに按配した。熱心に実際的な仕事がなされていれば、それだけでもわれわれのためになったことだろう。しかしそんなことは、例のシステム、とりわけ1915年から1918年の

システムではおこなわれなかつた。事務所での公式の勤務時間は、9時から12時と、2時から4時であり、土曜の午後と日曜と、しっかり守られる日本の多くの国民祝日や、特別な軍隊の祝日は、休みであつた。正月には約二週間の休暇があり、そのときには事務所の仕事はないも同然であつた。暑い7月と8月には、毎日午後が暑気休みになつた。冬には、将校と通訳はようやく10時に出でてきた。少なくとも残つた短い時間にしっかり仕事をすればよいのに、そんなことは一度もなかつた。よく見られたのは、次のような光景だ。事務所の職員全員が所長から下士官にいたるまで、仕事時間中にひとつの部屋でタバコをふかし、お茶を飲みながら通訳のまわりに集まる。通訳は座興に、捕虜の郵便から何かを翻訳して話すのだ。業務時間には、もちろん日本の新聞が読まれるか、いろいろとくだらないことで時間がつぶされるのだった。こんなわけで、仕事が滞るのも何の不思議もなかつた。

最後になるが、何年ものあいだに交代して収容所で働いていた通訳のうち、ドイツ語が本当にできると言える者は、ほとんどいなかつた。例えばある通訳は、日本人将校のある捕虜（彼は身振りを加えながらこのことを詳しく説明してくれた。）に対する叱責を、次のように翻訳した。「ソンナ高級ナ役所ガアナタト話ヲスルトキハ、アナタハ作動シテハイケナイ。」¹⁰同じ通訳は、ある命令を次のように翻訳した。「頭ノ楔ヲ壊ス者ハ、ドコデカハ知ラナイガ、罰セラレルカ償ワサレル。」¹¹この種の脱線は笑いの筋肉を刺激するだけだったけれども、通訳の間違つたドイツ語の知識のおかげでしばしば誤解が生じ、すると責任はいつもわれわれのものとされたので、われわれは大いに不利益をこうむつたのである。

そして、まさに最も無知な者たちが一番長く収容所にいた。というのも、彼らは他でこんなよい職は見つからないことがわかっているので、軍人の上司たちに一番従順だったからである。その場合、彼らの知識に関する実に日本的なうぬぼれがそれだけますます彼らに好都合にはたらいた。そういうわけで彼らは、仕事時間中に、収容所の蔵書の中にあった最も難解な作品を、例えばカントや洗練されたドイツ詩を「読んだ」。通訳たちの頭の中に巣食つてゐる混乱と、彼らのドイツ語の習熟度について少しあわかつてもらうために、ある若い捕虜芸術家に対する絵の注文を言葉どおり引用してみよう。それは、1918年春以降、収容所の第一通訳だった人が書いたもので、ついでに言うと彼は、他の多

¹⁰ 本来機械に対して用いる動作表現を人間に用いているほか、格変化や語順の誤りもある。

¹¹ この通訳は「われわれの頭を悩ます者は・・・」と言いたかったのであろう。

くの日本人と同様、ヨーロッパ人に出会うと、博士号を持っていると不当にも言うのだった¹²。

エウプロシュネー
 「喜びの女神、すなわち敬虔さとばら色の平和の光は、すでに最も美しいギリシア文化の中で生まれていた。しかしその女神は純潔な乙女の姿をしており、霞のような薄絹のヴェールを身にまとっていると私は信ずる。

女神はかなたの海の岸辺に立ち、その海の穏やかで歓喜に満ちた靄のような波は、永遠の交響楽の調べに聖なる 楽園（ヴァルハラ）をめぐって漂う。

そのとき眼前に、険しく角張ってそびえ立ち、水底深く根を張る岩塊から魔神の奇怪な姿が現れる。

黄金の魔法の笛を吹く者が、高き頂に座っている。舞台の装飾画でも、よくある不可解なフレスコ画でも、粗野な空想の産み出す空虚な異形でもない。神秘的な持続、古代の、あるいはイタリア・ドイツ風近代の理念が、その絵の中に存在すべきである。

情景全体は、これによって若干生き生きと、また現実的、写実的に描かれなければならない。それは拡張されている。それどころか、天空の穹窿、ばら色の夕闇、燃えるような真紅色の雲と、ゆったりと動く群青色の海の、叙情的で秘密めいた混合から生じる緊張と沈黙に満ちている。楽園は至福なる者のうちにある。今やマルスはペガサスに拍車を当てて、雲の波を左に右にかき分けて進む。そして笛の音に陶然となった聖殿を破壊し、月の光に輝く夕闇の国ではなく、太陽に輝く朝の国（新しいパンテオン）を滅ぼす。けれども笛を吹く者は永遠の奥津城に、甘美な死に、聖なる狂気と不相応な愛の苦しみに憧れる。

しかし喜びの女神は、薔薇のような指を笛吹きの方に差し向ける。この瞬間にこそ、神秘的で倫理的な息吹きが、笛を吹く者の胸に吹き込まれる。だがそれも無駄である。さらに長い時がたつ。心を酔わせる笛の音は、魂の中へと夢見るように入り込み、甘美と苦痛が溶け合いながら鳴り止んでゆく夕暮れの音（夜想曲）が、最後にはマルスを陶然とさせて怒りを和らげ、またあおる。……はじめは、水の精のさまざまなイメージが、感覚にとらえうる地上の、魂に満

¹² 以下原文で42行、この通訳のドイツ語が引用される。それは、内容的には喜びの女神と軍神マルスを中心としたギリシア神話の世界の描写であり、詩的表現を多用しているが、基本的に不正確である。間違いも加味した正確な翻訳は困難で、かつあまり意味もないと思われる所以、ここでは大意を示す。

ちた楽園への反映として考慮される。それは、豊穣と破壊の穏やかな調和と、喜びの女神のきわめて厳肅な倫理と性格と、旋律の甘美な戯れと媚態との融和のために貢献する。」

印刷物の検閲も手紙の検閲と同様であった。日本の新聞は許可されていたが、ほとんど面白味のないものになっていた。というのも、それらは長い間、実際には眼も通されずに、検閲室のあちこちに置かれていて、われわれの手に入るのはたいていようやく6ヶ月から9ヶ月後だったからである。それだけに、中国のすべての新聞（英語とフランス語のものも含めて）のみならず、その後まもなく日本の外国語新聞も禁止になったということは、ますますきびしい状況であった。日本人は、おそらくこの禁令を特に喜んで下したのだろう。それは、すでに触れた「ジャパン・クロニクル」が、同盟国日本に対してもしばしば歯に衣着せぬ発言をしているからである。日本語に堪能な仲間たちが、ありがたいことに労を厭わず毎日の電報や日本の新聞から、日々の重要な情報を翻訳し公開してくれた。するとこれもまた検閲を受けるようになり、しばしば記事がすっかり切り取られるか、そもそもわれわれに渡されなかつた。しばらくのあいだは、新聞を持つのも完全に禁止された。しかし所長が特別な好意から、自分個人の新聞をわれわれにくれた。そういうわけで、このいじめに対して結局感謝の意すら表しなければならず、何日間も新聞が「残念ながら行方不明」であるときは、なおさら何も文句を言えなかつた。まだ検閲を受けていないが、すでに十分反ドイツ的な日本語訳のロイター電などを独訳して公開する場合ですら、最大の困難が立ちふさがつた。それを読み上げたり、作成した写しを個々のバラックで掲示したりすることは禁止された。ひとつの兵卒用バラックにはたった一部の掲示が、それもできる限り不都合な場所に許されただけである。1919年3月1日になってようやく、日本の英字新聞が再び許可された。手紙の場合と同様、新聞についても、はさみの餌食になつたのはどんな記事なのかを、しばしば確認することができた。それはもちろんドイツの勝利であることが多かつたが、まったく些細な事柄であることも多かつた。どうやら日本人の意図は、われわれを煙に巻くことだったらしい。記事の削除ということに関して一貫性があったと言えるのは、せいぜい東アジアの、特に中国の問題に関してである。このことは、中国に対するドイツのすべての関係を根絶しようとする近視眼的なシステムの一部をなしていたのだろう。書籍や冊子は、ドイツ語以外の言語で書かれたものも、全般に検閲にはすんなりと通つた。けれども、気に入らない分子にそれらを渡さない口実は、いくらでもあった。

これに対して、電報は時折、それが死亡連絡である場合ですら、最長で三日間とどめおかれた。そればかりか、到着した電報が押収されたり、すでに支払いが済み、発送されるはずの電報が運び出されなかつたりすることもあった。

小包の検閲にさいしては、最初非常に多くのものが着服され、いい加減な処置によって台無しにされ、人のものと取り違えられるなどした。日本人たちはこれについてはじめは大いに素朴な考え方をしていた。たとえば、寄付されたマニラ産葉巻が到着していて、われわれが何かの用事で事務所にいくと、無邪気にもそれを吸ってみろと言われたのである。収容所当局は、まったく当たり前のことのように、いくつかの箱を自分たちのために、また「収容所代表」として確保していた。別のときには、中身を全部空けてしまつてまずわれわれに配り、ちょうど割り切れない余りは来客のために取つておくと言うのだった。それから、ゴミ箱の中から、小包に入つていた短い連絡や内容目録などが見つかることがあつたが、よく調べてみると、受取人たちは何ももらつていなかつたことが判明した。これらの出来事によつて生じた不信感は、日本人たちが、われわれのいる前で小包を開けることを、抑留が終わるまで承知しなかつたことによつて、なおさら強められた。けれども1918年夏以来、この方面でも苦情は止んだが、このことは、それ以前に実際多くの不正行為があつたことを物語つている。これを別にしても、悪意ある意地悪は日常茶飯事であった。通信を止められていた期間に私に送られてきた食料品は、到着するとすぐ、私に手渡される何週間も前に、缶詰が開けられてソーセージが二つに切られ、それで完全に腐っていた。

6. 待遇と処罰

捕虜待遇の方法の特徴は、周知のようにフランス人が大いに名を汚したような粗暴な行為というよりも、むしろ日常的な嫌がらせのシステムであった。日本人はこれによつて、白人であるドイツ人に日本の力と優越性をつねに意識させ、それを認めたことを態度で示すよう強要し、またドイツ人のうちにそれに対する疑いが生じたと思われたときには懲らしめようとしたのである。そして彼らは、幾分自信がないので、この点においてまったく人を信じられず、敏感なのである。何と言つても日本と戦争をしたのだから控え目にしていて、軍隊の方式をきちんと守り、与えられた命令には几帳面に従うというふうにしても、反抗的とみなされるにはそれだけで十分だった。彼らの好意を得られたのは、どんなひどい待遇にもかかわらず彼らが時折見せるかすかな微笑に同意を与え、彼らと親しくなることが自分にとっていかに幸福であるかをはつきり

と示してやり、こうして日本人を完全な主人として承認した場合に限られた。捕虜がこのような点で従順でない場合には、それを思い知らされることになり、あらゆる機会が報復のために利用されることがわかるのである。これに対して、捕虜がこの道徳的な追従を理解すれば、大目に見てもらえるというわけである。そのような捕虜は、自分に来た郵便をまずまず規則的に渡され、許された数以上の便箋で好きなだけ手紙を書くことができ、それどころか収容所の外での遠出のお供をさせてもらったりしたのである。長い捕虜生活においてモラルを低下させる作用に頼り、人間の弱さにもとづいているこの不正なシステムは、その結果によってわれわれの間に不和と疎隔と絶え間ないいさかいを、つまり他の何よりも大きな災いを惹き起こしたのである。

けれども、野蛮な行為もないわけではないわけではなかった。すでに捕虜生活のはじめにいくつかの虐待が起こっていた。それから大きな収容所への引越しののち、われわれの兵たちは、歩哨や監視兵によって計画的に、ほんのちょっととしたきっかけで、しばしば何の理由もないか、ひょっとすると言われたことがわからないというだけのこと多かったが、拳や小銃の床尾で殴られ、足蹴にされたのである。われわれの観察によれば、日本の陸軍では兵卒は上官に虐待されることがまれではない。したがって、捕虜に対してなぜもっと穏やかな面を見せる必要があろうか、ということになる。最先任将校によってなされたすべての異議申し立ても、無駄であった。それどころか彼は、「番兵たちは事情によっては暴力をふるえと命令されているのだ」と、面と向かって言われたのである。特に粗暴な行為は、番兵詰め所の後ろにある営倉でなされた。日本人の将校たちも虐待には責任があり、しかもそれは激情に駆られてのことではなく、非常に冷酷な考えによるものだった。犠牲者は、銃剣をつけた数人の番兵たちに取り囮まれ、その上で将校自身に棒で殴られた。少なくとも独特と言えるこの処置も、武士道の概念に合っているのだろう。

将校と官吏は、ひどい辱めを受けたり難癖をつけられたりすることを免れたが、五つの件に関しては正真正銘の暴力が行使された。最も特徴的な二件に関しては、やや詳しく述べることにする。1915年夏以来のさまざまないじめのため、とりわけわれわれの兵卒たちに対して計画的におこなわれた不当な虐待のため、われわれ将校と官吏は、日本人たちに対して、できるだけ冷淡な態度をとるようにしようと決心した。1915年11月、ミカドのいわゆる即位式のときに大きな国民祭が催された。彼らは、この機会にわれわれに贈り物をしたいということをひそかに知らせてきたが、われわれはそれに対して、現在の状況ではこれに同意できないことを悟らせてやったのである。われわれはすでに、ド

イツと戦争をしている国の元首への敬意のために贈り物を受け取らせようとするなどを、それ自体無神經なことと考えていたが、上に略述したような捕虜待遇があり、またそれに対する抗議が何の成果ももたらさないことに鑑みると、このことはまったく不適切なことに思われた。しかしこれは、日本人の目から見れば、打ち砕かねばならない反抗であった。祝祭のために、われわれに一本のビールと二個のりんごがそれぞれ配られた。争い事を避けたがった一部の人々は、この「豪華な」施しを従卒に譲ったが、他の人々はそれでは不十分と考えて、これをつき返した。後者の人々の中から運悪く選び出された二人の活動家の中尉が事務所に呼ばれ、そこで所長と四人の将校と通訳たちの立会いのもと、受け取りを拒んだことについて釈明を求められた。二人は座らされ、最初はすべてが形式にしたがってなされた。突然、何か申し合わせた合図があつたかのように、四人の日本人が、前からだけでなく後ろからも、何も悪いことを予感していなかつた二人のドイツ人に襲いかかってきて、床に投げ倒し、殴り、足蹴にした。そのさい所長はそのリーダーとして、粗暴さによって特に他から抜きん出でていた。この事件に対しては、まったく何の償いもなされなかつた。そのころわれわれの利益代表を務めていたアメリカ大使館への電報と文書による苦情の訴えは、通されなかつた。日本の陸軍省に出されたすべての将校と官吏が署名した抗議文は、次のような注記つきで戻されてきただけである。「今後、共同の抗議は罰せられるであろう。」例の所長は、なおも一年以上その職にとどまり、それから参謀本部に帰つていつた。もっとも、このときから日本人たちは、虐待については前よりも慎重になつた。その代わりにいじめのシステムがいっそう練り上げられた。

もうひとつの、もっとひどいかもしれない虐待は、ある予備役将校に対するものだが、それは1918年夏になってなおもおこなわれたものである。彼は、事情聴取のさいにある日本人将校の正しくない発言をあえて正そうとして、誠意を込めて申し分のないものの言い方でそれをしたのだが、大勢の兵卒たちのいる前で、この将校によってのこぎりで何度も後頭部を殴られ、血まみれの傷を負つたのである。この件についてもなんらの償いも問題とされず、この日本人の大尉は捕虜たちがいなくなるまで収容所で働いていたのである。

次に長い間ずっとわれわれの日々の生活のあらゆる折々につきまとつたいじめについて述べよう。1915年にある命令が出されたが、それによって葉巻、紙巻タバコ、マッチの燃えかすを投げ捨てることが禁じられた。これがバラックの内部で命じられたのであれば、規律を守り、火災を予防するという点で正当化できた。しかし、タバコや特にマッチの燃えかすがこここの気候によってすぐ

に朽ちてしまう戸外でも、投げ捨ては許されなかつた。これは、いつでも罰や懲戒処分のために好都合な口実を得るための手段としか考えられなかつた。こうしておけば、あとは監視兵を収容所の中に送り込めばよいだけで、彼らはすぐに投げ捨てられたマッチ棒や吸殻を見つけ出す。すると捕虜全体に対して禁煙令や手紙禁止令を出すことができるというわけだ。あるとき、ある佐官が夜中にベッドから起こされ、銃剣を持った番兵に一本のマッチを拾い上げるよう強要された。この佐官が外の便所に行く道に投げ捨てたものだと言うのである。いじめのネタがいくらでも見つかるもうひとつの機会は、監視兵たちが夜となく昼となく頻繁におこなう点検であった。監視兵たちは、時には半時間に一度、バラックの中を通ってゆくのだが、彼らはそのとき足音高く歩き、大声で話をしたり笑ったりし、しばしば捕虜たちの体に触れ、眠っている者たちのことはまったく配慮しなかつたのである。これを特に不愉快に感じたのは、冬にバラックの入り口近くに寝ていた兵卒たちであった。彼らは、よくあったことだが戸が開けっぱなしにされたので、一晩の間に何度も起きて閉めなければならなかつた。当然ながらこのような巡査のさいに、最も多く衝突と虐待が起つた。夜中でも各バラックにひとつの電灯を点けていなければならず、これを暗くすることは許されていなかつた。それどころか、電灯の近くに寝ている人々が、眼の上にタオルをかけることすら許されなかつた。「おとなしく」していると、これらすべての命令は忘れてもらえて、もちろん悪いことは何も起こらなかつた。もともとこれらの命令は、それ自体意味がなかつたのである。ところが何らかの理由で日本人がわれわれを捕まえたいときには、命令が持ち出され、苛酷なまでに遂行されるのだった。

もうひとつの教育手段は、通常の日課から外れたすべてのことについて、許可を求めるなどを強いる規定であった。許可申請の処理のために、検閲の本来の作業である手紙の処理が邪魔されても、一向にお構いなしであったが、彼らの言うドイツ的反抗心だけは、打ち碎かれねばならないのだった。「ここを小さなドイツにさせる気はない」と所長は言つてゐた。それゆえ、上述のような許可の依頼も、われわれの誰もが進んで従つてきたような軍隊形式だけの問題では、絶対になかつた。反抗的な「分子」は、他の捕虜にはすでに認可されている当たり前のことについて、まず何度か拒否され、この「分子」が十分に屈服したと考えられたときに、許可を与えられたのである。時折このような仕方で許可をもらわねばならなかつたのは、例えばほとんど生木の壁板に釘を打つこと、破れた長靴の修理、からのビール箱や若干の花（酒保の料金表には載っていない品物）の購入、前に没収されたのこぎりの使用、などであった。

これらのことには、押印された証明書が必要だったのだ。ある将校が、三日間當倉入りの罰を受けたことがあるが、その理由は、与えられた椅子の足が一本長すぎたので、鋸で切りそろえたというものだった。

許可申請を処理するとき、事務所の職員たち（礼儀正しいことでかくも知られている日本人なのだが）による扱い全体は、意図的に無礼きわまるものであった。これに関しても、われわれの国ではまったく誤った考えが支配的である。たしかに、日本におけるほど込み入った礼儀作法の存在するところはどこにもない。しかし、この美しい見せかけの国においては、他のどこにもまして、礼儀作法はうわべの形式にすぎないのであり、内面の礼儀正しさというものは知ることができないのだ。だからこのうわべの礼儀は、目下の者や依存している者とのつきあいの中でそうした人々が益をもたらさない場合は、簡単に脱ぎ捨てられるのである。すべての商人と納入業者は、事務所や番兵たちとの交渉においては、まさに這いつくばらんばかりに卑屈であった。彼らが収容所に足を踏み入れるときには、深々とお辞儀をしつつ、なにやら特徴的な擦音を口から発しながら、歩哨のそばを通ってゆくのだが、歩哨の方はほとんど彼らに眼もくれない。同じことは、新兵の古参兵に対する関係においても観察された。先ほどのこぎりの英雄として紹介した大尉は、あるとき交渉の途中で、彼の前にとてもへりくだった態度で立っている白髪の農夫に何度も往復びんたを食らわせたが、農夫は一言も口答えせず、それどころか話すのをやめる勇気さえなかった。こんなふうであるから、われわれ捕虜のみならず、身内に面会する許可をもらって外からやってきた訪問者たちが、しばしば非常に無作法な扱いを受けたのも、驚くに当たらない。この面会人たちは、女性も含めて、指定された時間（それを示すのは、番兵詰め所にあるいつも狂っている時計であった。）が近づくまで、どしゃぶりの雨の中でも外で待っていなければならなかつた。承認された訪問時間には、しばしば時計をいじったり、同様のこせこせしたごまかしによって時間が変えられた。面会時間はこつけいなほど短いこともあり、時には三分しかなかつた。もちろんこの件でも支配していたのは完全な恣意であり、これがここでは捕虜待遇一般における唯一の規則であった。それは、われわれの人格を打ち壊し、われわれを内面的にも日本のくびきにつなぐために、いっさいのことを、どんな小さなことでも利用しようとするものであった。

捕虜たちの身内で日本にいる女性たちも、このシステムに悩まされた。彼女らは、ずっと警察の不当な干渉にどうしようもなくさらされたが、残念ながらそれにもかかわらず警察は彼女らの安全には配慮しなかつた。ある大尉の妻が強盗殺人の犠牲になったのを別にしても、ほとんどすべての婦人たちがこの数

年のうちに、人によっては何度も、泥棒に入られたのだ。このドイツ人女性たちは、いわば法の保護の外に置かれているのだと、多くの民衆は思っていたようである。この考えが支持されていたことは、彼女らと盗難保険などの契約を結ぶことが「敵との取り引き」だという理由で保険会社には禁じられていたことによって、おそらく納得できるだろう。

さて、上述のような原則の必然的な結果は、数え切れないほどの処罰であった。多くの禁固刑や懲役刑について詳細に立ち入るのは控えておく。ただ、指摘しておきたいのは、比較的軽い違反行為に対してすら、これらの罰が科されたということである。時代遅れな軍事裁判の手続きの中で、被告は自分がいつたい何の罪を着せられているのかまったくわからず、弁明もできないし、弁護人もつかなかつた。そういうわけで、バラックの中で床板を何枚かのこぎりで切っただけの男が、三ヶ月の懲役になつたのも納得できる。逃亡の試みに対しては、将校にも兵卒にも、つねにもっと長い、たいていは何年もの禁固刑が科された。しかし、逃亡を試みた者に対しては懲戒的な罰しか下してはならないというハーグ条約の規定にこれは反していたのであり¹³、また、刑務所のタイプが日本人向きのものであつてヨーロッパ人には適さなかつたのである。しかし私は、拘禁刑について、それが収容所生活の中で果たした大きな役割のゆえに、もっと詳しく述べなければならない。それは、下士官と兵卒に対して同じように、しかもきびしく適用された。営倉は、からのときがほとんどなく、時には10人から20人が入れられていた。そこは、日本人監視兵の詰め所のすぐ向こう側の部屋であり、簡単な木の板が張られ、床は半分が土間で、半分が板を張られて高くなっていた。窓がひとつ高いところにつけられていた。用便はこの部屋そのものの中でしなければならなかつた。この目的のために、からになることがほとんどなく、めったに掃除もされないブリキのバケツが使われた。ここで、拘禁刑が最長で30日までつとめあげられるのである。刑を食らえばそれだけで水とパンしか与えられない厳しさに加えて、夏には蚊の襲来と排泄物の悪臭があり、通風のない部屋の中の暑さがあり、これは入浴したり体を洗つ

¹³ このことは、他の捕虜たちやのちの研究者たちにもしばしば指摘されている。ハーグ陸戦協定第8条によれば、逃亡の試みは規律上の罰にのみしたがうことになつてゐた。捕虜は単に原隊に戻りたいという自然な欲求に従つたまでで、通常の犯罪行為とみなすべきではないというのである(Klein, S. 215ff.)。ベルリンの外務省は、この点に関して批判したが、日本の外務省は、自国の軍法に照らしてその議論を拒否した。(S. 229ff.)他に次の文献を参照。Gerhard Krebs: Die etwas andere Kriegsgefangenschaft. Die Kämpfer von Tsingtau in japanischen Lagern 1914-1920. In: In der Hand des Feindes. Hrsg. von R. Overmans. Köln 1999, S. 329f.

たりすることの禁止によっていつそうつらいものとなる。それに対して冬は寒く、拘禁された者は夜眠れないほどで、何度も徒手体操などをして体を温めなければならなかつた。もっとも、罰がはじまる前におこなわれる、拘禁中持ち込んではならない暖かい下着のチェックは、何の役にも立たなかつた。というのも、そのような下着は外からゆるめた壁板のあいだから何度もこっそりと渡されたからである。上述のような状況の下で、かなり長期の罰が、病弱な人々の健康を害するものだと言われても、収容所当局は意に介さないのだった。しかし、最先任将校によって幾度も強くおこなわれた苦情申し立てによって、かなりたってからやつと、十分な食物支給と体を洗う許可と夜の毛布つきの「良き日」が三日に一度入れられることになったのである。罰でもないのに営倉の中に閉じ込められていた拘留者がよくいたが、彼らは何日かしてやつとはじまる尋問によって無実が証明され、釈放されたのである。虐待の部類の属するものとしては、ある人々が冬でもズボンとシャツだけで何時間も、あるときには供述を無理に取らるために一晩中、監視兵詰め所で立たされるということがあった。

将校に対しては、三種類の自室拘禁があり、同様に最長 30 日までであった。この罰もまた数多く科された。三種類に共通していたのは、給与の半分が渡されないとことだった。反抗的な者たちに対しては、もちろん最もきびしい種類の拘禁しかなかつたが、それは場合に応じてさらにきびしくされた。例えば、銃剣を持った歩哨が戸を開けたままの部屋の前に立てられ、この歩哨が便所に行くときできえついてくるのである。特に細かいことでは、夜 30 分ごとに点検して相手が答えるまで呼びかけたり体を触ったりして睡眠妨害をすること、入浴や散髪、髭剃りの禁止などがあった。

准士官と曹長は、はじめは他の下士官や兵卒と同様に、営倉で処罰されていた。しかし最後には、彼らの罰も自室拘禁にさせることに成功した。

7. 日本人の営利欲とその他の特性

特に不愉快な一章をなすのは、日本人が戦争捕虜を経済的に榨取したその方法である。東洋人との関係においてわれわれの尺度を当てはめてはならないということ、また、東洋人はあらゆる仕事において、われわれの考えでは許されていない何らかの副収入をせしめるすべを知っているということは、おそらく一般にも知られているだろう。しかし、このような形での営利欲が、けつして商人たちのあいだにのみ限定されるものではないということは、あまり知られていない。というのも、官吏も職の高低を問わずできるだけ商人のまねをしよ

うとしているからである。多かれ少なかれ破廉恥な欺瞞について報告していないような日本の新聞は、ほとんどない。こうしただらしない考え方を将校団ですら捨てることができないということについては、海軍の高級将校の幾人かが巻き込まれた1913年の海軍スキャンダル¹⁴が一例を示していて、これはヨーロッパでも非常によく知られている。

われわれの経済において最も重要だったのは、将校、曹長、兵卒のための厨房への食品の納入であった。たしかに関係の商人たちとわれわれ自身とのあいだに、もちろん収容所当局の確認を前提としてだが、接触がとられた。しかし、これはあまりわれわれの役には立たなかった。なぜなら、そのつどただ一人の納入業者しかわれわれに紹介されなかつたので、われわれはこの業者にかなりゆだねられた形になってしまったからである。要求された価格の検査をするための市場の訪問は、ごくまれにしか認められなかつた。特に大量の品物についての、在日ドイツ人の仲介による外部への注文は、ほとんど完全に妨害された。この点に特別な注意を払った検閲のために、納入業者たちの不当利益を疑問の余地なく証明することは、それ自体すでに非常に困難であったが、たとえその証明がうまくできていたとしても、収容所当局も仕事ぶりがよくないので、こちらに正当性を認めることはほとんどできなかつた。「捕虜に安い買い物をさせるつもりはない。」と、あののこぎりの英雄がご立派な率直さで言ったことがある。最初、兵卒の厨房は毎日30円（平和時の相場で約60プフェニッヒ以上）の食物支給費で何とかやっていけた。しかし、1916年春からの急激な物価高騰の影響で事情は変わった。肉と魚はほとんど献立表から消え、その後は主としてジャガイモと豆類になってしまった。パンの値段もますます高くなつていった。さいわいにもそこで、寄付金がもとになつてゐる資金（最初は私的な、のちには在日ドイツ人の監督下でドイツから出た資金）が介入することができた。この資金は定期的な補助金を供給し、それは収容所の外部からの、つまり本当の市場価格で購入された現物という形でわれわれの手に渡つた。こうして食物支給は再びいくらかよくなり、それから終わりまでなおも単調で刺激のないものではあったが、少なくとも量はまた十分なものになつた。厨房の生ごみについては、排泄物同様、最初から引き取り業者に料金をもらっていたが、そのかなり高い収益は兵卒たちには役立てられず、事務所の金庫に入った。食物支給改善のため、豚の飼育を許可してほしいという申し立ては、賃貸契約によ

¹⁴ 日本では「シーメンス事件」の名で知られる、兵器購入に関わる海軍高官の汚職事件（1914年）。

る収入が減少しているという理由で拒絶された。このような収容所側の態度は、終わりまで変わることがなかった。あるときジャガイモはないかとごみの中を探していた空腹の兵たちは、窃盗の罪で罰せられた。

酒保も同様に賃貸だったが、ここから上がる収益も収容所には入らなかつた。われわれの抗議は何の成果もなかつた。多くの商品の価格は、店の経費が少ないにもかかわらず、町の商店よりもかなり高く、時には二倍にもなつた。そのさい納入された品物のリストはわずかなものでしかなく、品揃えも質も悪く、さらには営業全体がひどく投げやりであつた。最も入用な生活必需品も、しばしば何週間もまったく手に入らなかつた。にもかかわらず、酒保ではますます独占が推し進められていつた。外部への注文は、それが日本の会社への注文であつても、それぞれの場合について収容所当局の許可なしには通されず、たいていは拒否され、いずれにせよ「言うことをきかない分子」にはけつして許されなかつた。さいわい日本では、法の網目は非常に粗くできている。酒保を通してこっそりやれば、ほとんどすべてのものが、たとえばアルコール類やろうそくなど、きびしく禁止されているものでも調達できたが、その場合は必ずぶん高くついた。けれどもこれらは例外で、たいした意味はなかつた。こうして、厨房への支払いを差し引いた将校の給与や、予備役軍人への会社の支払い、下士官や兵卒への寄付金、私的な仕送りなどは、残らず酒保へ流れ込んでゆくようになつてゐた。酒保の月々の総収入は、ずっと長いあいだ約3万円に達していた。酒保が獲得し、また収容所事務所によって細かく監視されていた収益のかなりの部分に対して、いずれにせよそれ相応に高い賃貸料が支払われたはずである。この賃貸料がそれから誰の手に入ったのか、もちろん確かめることはできない。すでに述べたように、収容所は、少なくとも最後の数年にはそこから利益をもはや得ていない。最初、クリスマスや他のいくつかの機会に、一人一人の捕虜がビールを一本もらつていたが、これは高いビール代を考えるとかなりの金額に達したはずだ。だからこのために、まずは厨房と酒保からの収入が使われたにちがいない。

厨房から供給される一人当たりの肉が少なかつたときに、緊急に出された要望は、比較的安いソーセージ類を買う機会を提供してほしいというものだつた。これを入手しようとしたいくつかの厨房は、禁令を受けた。明らかに、すべての金を酒保に流れませようということのようだつた。収容所の肉屋のために、ソーセージの厨房が備えつけられるまでには何年もかかった。だが、ここでも兵卒たちは、独占システムのせいで肉を買うときには依然としてかなりの出費をしなければならず、それゆえ事務所はやはり損はしなかつたのである。

同様の原則の支配は、他のあらゆることに、歯医者、仕立て屋、靴屋、木炭納入業者、家具職人などにも及んだ。捕虜たちは、許可された業者に頼らざるをえず、この業者たちはしたがって競争の必要がなく、このことを知っていて十分に利用した。靴屋にいたっては、きわめて質の悪い品物によって途方もない不当利益を得たことがつきとめられた。日本の慣習にしたがって、これらすべての職人たちは、儲けのかなりの部分を何らかの仕方で事務所に渡すことを強いられていた。理髪店の営業については特筆すべきことがあった。日本人たちは、給与をもらっていない兵たちに散髪と髭剃りを無料で保証することが、自分たちの義務だということに思い至らなかっただけではない。理髪店の営業にも金のなる木が生えていると考えたのだ。どうやらこれも、「武士道」に反しない考え方のようである。最初に営業権を得ていた日本人の散髪屋は、あまり稼げなかつた。というのも兵卒たちは、仲間の中にいる多くの専門家たちに安い料金で髪を切ってもらっていたからである。ある日のこと、この日本人はお払い箱になり、兵卒の中にいた理髪師のうちの二人が、仕事時間を決め、かなり高い料金を設定したうえで雇用された。仕事の記録をつけることで管理された収入のうち、彼らに一定の部分が与えられ、残りは事務所に渡された。兵卒の中にいた他の理髪師たちは、仕事道具を取り上げられ、彼らの営業は禁止され、それに反すると拘禁刑をくらった。

この種の話を終える前に、たまたま知りえたいいくつかの例を挙げておこう。

最後の一、二年、酒保の店員として捕虜が月給8円で雇われ、また町の日本企業で働く捕虜もいた。彼らは皆、乏しい稼ぎの中から2割を営業税として事務所に渡さねばならなかつた。

石鹼、トイレットペーパー、歯磨き粉などは、兵卒たちに渡されていた。しかしこの供給の回数も量も、しだいに少なくなつていつたので、ここでもおかしなことが起こつていたのかもしれない。

実際に奇妙に思われたのは、日本人将校や通訳たちが、絵画、写真、木工作品などあらゆる種類の注文の代金として、全然何も払わないか、彼らにとって無料の物、例えば収容所の印を押した便箋（これは収容所内の取り引きにおいては一定の金銭的価値を持っていた）、在庫品にある衣服や下着などで払っていたことである。

日本人の主たる性格のひとつは、虚栄心である。彼らが他人の判断に大きな価値を認め、どこでも見られることだが、他人の眼をごまかそうと努めるのも、ここから来ている。また、一見したかぎりでは、この国もその民も、微笑みかけるような魅惑的な外観を持っているのも、同じ理由による。しかし、内面の

根深い不誠実さもまたここに発しているのだ。それは、空約束や欺瞞や嘘を何とも思わず、ただ人に気に入られるような体裁を、「面子」を、守ろうとするのである。軽蔑された捕虜であるわれわれに対してすらも、この特性は発現しないわけではなかった。特に彼らは、日本陸軍で非常に大きな役割を果たしている武士道の概念に関して、われわれの賛嘆を呼び起したいようであった。われわれに対して、ミカドの名において、名誉ある騎士道的な待遇がはっきりと約束された。われわれを管轄していた久留米師団の何度も交代した司令官によって、またそのつどの新しい所長によって、この確約は数え切れないほどくりかえされた。ただ残念だったのは、この言葉と事実が一致しなかったことである。ある捕虜兵が、青島防衛戦で足を一本失っていた。日本の皇后が慈悲深くもこの傷ついた軍人に義足を下されるということが、非常に華やかな儀式の中でわれわれに告げ知らされた。その前にすでに別の、日本の弁理公使から送られた義足が到着していた。しかしこれは重くて足を圧迫した。だが、懇願にもかかわらず、高貴な婦人からの贈り物は渡されなかつた。これはある意味で象徴的である。皇室からの義足は、騎士道的な待遇を保証するものだったので、それは実体のない観念上の哀れな障害者に対してということであつて、われわれに対しても事情は同じであった。

とりわけ滑稽に思えたのは、日本人が道徳的な点で人を見下そうとする所以であった。なぜなら、周知のように日本は売春のずいぶん広まっている国であり、この方面では輸出までしており、シンガポールからウラジオストックまで東アジア全体の娼家に商品である女性を供給しているからである。日本の文学や造形芸術においても、猥褻なものはそれ相応の役割を果たしている。高名な芸術家で、この方面に特別な注意を向けなかつた人はほとんどいない。しかし、われわれには外国語の本が、不道徳かもしれないという理由で、渡されなかつたことがある。収容所の展覧会でも裸体画は念入りに取り除かれたが、その一方で裸体画は、われわれの捕虜芸術家たちに日本人からの個人的注文が特に多いのであった。衣服で体を覆うという点に関して、日本人は今日でも非常に無邪氣である。外国文化の大規模な流入から取り残されたどんな地方でも、夏になると男も女も多かれ少なかれエデンの園にいるような格好で歩いている。日本の威信に傷がつくかもしれないというので、このことは外国人には秘密にされねばならないのである。そういうわけで、われわれが散歩に連れ出されたときには、警官がその前に立って、アダムやイヴを彼らの小屋に追い立てていた。収容所では、ひとつには衣服の不足から、さらには気楽さから、水泳パンツをはいて散歩する習慣が定着していたのだが一実際また、収容所を大きな日光浴

の場とみなしていったい何が悪かったのか。—これは不道徳なこととして禁止された。また、洗い場で丸裸になるのも禁止された。兵卒たちにとって、夏にはこれ以外に水浴の機会がなかったのであるが。

日本人には外見が大切である。日本人の監視兵たちは、いつもすばらしい身だしなみをしていた。どの歩哨も懐中鏡を持参していて、それを時々満足げに見ていた。それだけに、われわれの兵たちがはじめの何年間かひどくみつもない服装でいることを余儀なくされたのは、いっそうよくないことであった。しかし、これもまたわれわれを辱め、おとしめるシステムの一部だったのだろう。こうしてある時、厨房で働いている人々のための洗濯可能な仕事着が寄付によって送られてきたのが、不足していないという理由で送り返されねばならなかつた。のちに、衣服の点においても食物支給の場合と同様に、日本の負担は軽減された。それは寄付金の介入によってであり、またドイツの当局が家族からの注文に応じて捕虜たちに服や靴を送ったからである。残念ながらこれは、そうでなくてもすでに乏しくなっていた故国の在庫を犠牲にしてのことであった。さらにそうなると、「抜け目のない」者たちがさまざまな方面から一捕虜収容所にはかんぬきがつき物なので自分に必要な以上の衣料品を取り寄せて商売をするのだが、若干の捕虜たちはこの支給が規則にしたがつたやり方でなされないと、何の分け前にもあずからないという不都合な点もあった。

すでに述べたように、日本人の補充兵は一般に素朴で温厚だったが、どうやらそれが上官たちには残念だったようだ。彼らは、つかみかかつたり、虐待したり、しごいたりして、あらゆる手段で兵たちにきびしい態度をとらせようとしたのだが、それにもかかわらず、表面上の規律を改善することもできなかつた。そのような規律は、革命前のわれわれの旧軍ではなじみのものであったが。歩哨たちがタバコをすったり居眠りしたりしているのは、彼らがひっきりなしに監督されているにもかかわらず、よくある光景だった。居眠りの原因は、おそらく無理や過労が原因であろう。さらにわれわれは、歩哨がちょっとしたちよろまかしをやるところを目撃したし、彼らは時にはタバコをせびり、金すらせびつたのである。

8. 健康管理と宗教的配慮

日本人の医師は並外れて良心的で有能であり、そのさい人種に特有の潔癖が非常に役に立っている、という考えが広まっている。けれども、収容所での医務は、しばしば実に悪い状態にあり、幾人かの医師は、最も簡単な職業的義務さえひどく怠っていた。けれども喜んで認めるべきは、1917年夏以来収容所で

働いていた医長と彼を助けていた筆頭助手は、誠実に職務を遂行したということである。潔癖に関して言えば、たしかに貧しい人々でも、豊かな水のおかげで（多くの村には、それぞれの家に温泉がある）、われわれの国民よりもずっと頻繁に入浴するという事実には惑わされやすい。けれどもこの水は、かなり大きめの樽のような風呂桶に、一日一回しか満たされず、それが一所帯の全員、旅館のすべての客、銭湯のすべての客などに使われる。だから、日本人にとつて入浴で重要なのは、清潔にする効果よりも、むしろ非常に熱い湯の治癒的効果であると思われる。さらに、大都市でさえ上下水道の不備があり、われわれの言うような意味での下着などが知られていないので、熱心に入浴するからというので清潔感がとても発達していると結論づけるのは少し早計であろう。そういうわけで、手術や診察をおこなったり、包帯を巻いたりするときに、消毒・殺菌の処置が顧慮されなかつたと聞いても、あまり驚くには当たらない。診療の時間は朝になっていた。日曜と祭日にはないが、それ以外でも時折、急を要する場合に医療的援助を受けることがきわめて難しいことがあった。その場合は、大きな軍の病院が収容所から道一本を隔てただけのところにあった。さらに大きな不都合は、医師たちが全然、またはほとんどドイツ語を解しないことが多かったのに、診療時間に通訳がついていなかつたことである。この問題は、われわれの主導で、自発的な通訳希望者がつくことによって、徐々に取り除かれた。さらに、包帯の巻き方などをよく知っている下士官が、最初は何とか我慢して使ってもらえるくらいだったが、しまいには日本人にとつても不可欠な存在になることができたのだ。軽症ではあるが床につかなければならぬ病人は、収容所内の医務室で処置されることになっていた。重症の病人は陸軍病院に運ばれた。この病院での処置はピンからキリまであって、病院長やいろいろな主任医師の性格しだいだった。幾人かの医師は職務を立派に遂行していた。それほど良心的でない医師たちは、しばしば何日間も病人の世話をしなかつた。主治医は次々に代わっていったので、当然のことながら患者のことがよくわからず、彼らは互いに矛盾する指示を出した。陸軍病院でもいじめのシステムが幅を利かせていて、それは安らぎを妨げる頻繁な検査、持ち込める本や下着などの数の制限、見舞いの時間が短く、また困難であることなどの形で現れた。将校はしばしば兵卒と同じ部屋に入れられたが、これは日本の将校には起こらなかつたことである。形式主義は無限に大きなものであった。死にかけている患者も、依然として体温測定に悩まされた。重症患者にはわれわれの側から適当な人々がついて世話をすることが、長い思案の末によく許可された。日本人との意思の疎通がむずかしかつたので、これはまさしく必要なことだった

のだが。そのさい、主として朝鮮にあったカトリックの伝道会から二人の修士と、プロテスタントの一人の宣教師が貢献してくれた。

特におかしな点は、病人のための食餌であった。多くの健康な捕虜たちですら、食事の主な材料であらざるをえなかつた豆類には我慢できなかつた。それはたいてい非常に古くて、十分なソーダをかけないとやわらかくならなかつたから、なおさら嫌がられた。日本人は豆嫌いの患者のために何もしてくれなかつたが、さいわい寄付によって少しましになつた。ところがそうなると、日本人はいよいよどんな食物支給もしなくてよくなつたと考えた。医師はあれこれの病人食を処方するだけでよく、寄付金で支払いはなされた。まったく単純な方法である。

上述のような事情にもかかわらず、久留米では捕虜の健康状態が非常に良好だった。5年あいだにわれわれが死を悼まねばならなかつた仲間は、全部で11名だけだった。これはおそらく、南日本の急に変化してしばしば不快だが健康にはよい気候と、収容所の好ましい場所によって説明できるだろう。次に、われわれのうちの圧倒的多数が、二十代前半の活発な人々であったことが挙げられる。彼らは東アジアでの勤務が決まっていたので、熱帯での仕事にも耐えられたはずであり、それゆえ故国の軍隊の補充兵よりも抵抗力があった。さらに、食物支給のよかつた青島での短い防衛戦で衰弱することはまったくありえなかつた。そして最後に、われわれは深刻な伝染病を免れた。日本では衛生が十分に行き届いていないために、伝染病はけつしてまれではない。事実、遠近の差はあるが収容所の周辺で何度もコレラや赤痢、そして日本にも入ってきたインフルエンザが蔓延した¹⁵。さいわい、これらの病気のうちのいずれも、収容所の中まで侵入してひどい危害を及ぼしたことはなかつた。予防措置はまったく表面的なものだった。まず、普段酒保で果物を売ることが禁止され、散歩が取りやめになった。しかし、これによって外部との交渉が遮断されたわけでは全然ない。なぜなら、日本人の将校や通訳は外に住んでいたし、納入業者やごみ・排泄物などの搬出をおこなう労務者の出入りは続いたからである。さらに、疑わしい症例が出た場合の個々のバラックの通行遮断は、非常に好んでおこなわれたのだが、収容所のそのときの状況では本当の遮断はまったく実行できなかつた。同様に、疑わしい病人たちの隔離も、1918年以来空になつて二つのバラックでおこなわれたが、それはかなり無意味で、該当者に苦痛を与

¹⁵ 「スペイン風邪」の名で知られ、1918年から20年にかけて世界的に流行し、犠牲者は2000万から4500万人とされている。日本では約50万人が、ドイツ人捕虜では全国で60人近くが死亡した。

えるだけのものだった。というのも、そんなときにはひどく飢えている南京虫の大群が、数名の新来者に襲いかかったからであり、それにこの患者たちは、捕虜で一杯の他のバラックに比べると、冬の間はきびしい寒さに耐えなければならなかつたからである。

ここであった衛生上最悪の事例は、1916年夏に起こつた。その事件は、オーストリアの水兵のうちの一人（ついでに言うと、連合国にとって大切な存在であったチェコ人である）から命を奪つた。この水兵は、非常に重い中耳炎を患っていた。激しい痛みに苦しめられて、彼は診療を受けに行つたが、規定時間に遅れた。すると医師は、遅いという理由で処置を断つた。化膿は脳に至り、翌日陸軍病院への搬入が指示されたが、もはやこの男を救えなかつた。手術がおこなわれたが、もう遅すぎた。

兵卒たちの入浴への配慮は、実にお粗末なものだった。支給された炭の量は非常に少なく、シャワー施設はとても小さかつたので、それぞれの兵は週に一度しか利用できなかつた。これが特に不十分だったのは、下士官と兵卒がバラックの中ではなく、戸外の洗い場でしか体を洗うことを許されなかつたからである。そしてこの水浴は、あまり鍛えておらず、もともときれい好きでない者たちには、冬には軽くなされただけである。夏には浴場の操業がまったく停止された。そうなると、兵たちは半年間お湯なしでまったく洗い場に頼らざるをえなかつた。われわれは、日本兵が毎日風呂に入っていることを引き合いに出して何度も苦情を申し立てたが、それはすべて、風呂が日本の慣習であってドイツの慣習ではないという理由で断られた。暖房に関しては、これとは反対に、もしも日本の慣習、すなわち蓋のない木炭の容器[火鉢]がわれわれのための基準設備として採用されてなかつたら、おおいに喜ばしいことだつたろう。しかし、この場合われわれは日本人と同じであると決めつけられた。日本の兵舎はストーブで暖房をほどこされ、そのうえどっしりした建物だったのだが。それ自体すでに不快なしろものだったこの火鉢は、いかに無尽蔵ないじめの源であったことか。毎年冬がはじまるとき、たいてい前年のいじめはすっかり忘れられていた。このことは、出されたいろいろな命令がいかに不要であり、ただ新しい命令に代えられるためだけにあつたということの証明である。将校と違つて木炭を支給されていた兵卒たちには、木炭の量は非常に不足していた。（最終的には、各バラックにつき一ヶ月に9袋しかなかつた。）それで、兵たちのゆうに半数は、手足や顔がひどいしもやけになつてゐた。

長い抑留生活を考えれば、無料の歯科治療を受けさせることは、捕虜の兵卒たちに給与を払っていない日本人たちの義務だったはずだ。けれども彼らはこ

れをしなかった。われわれの兵卒たちの多くは金がなく、競争なしに営業を許されたただ一人の歯医者はかなり高い料金を要求したが、その仕事は入念さを欠いたため、たいていすぐに再処置が必要になった。それで、この方面でも寄付金に大いに頼ることになった。

最後にもうひとつ言及しておくなならば、日本は、重病患者や重傷者の捕虜を故国に帰すべしという教皇からのはたらきかけに応じなかつた唯一の国であつた¹⁶。それ以外でも早めに解放された捕虜はいなかつた。これまでに、ドイツの新聞が誤って報告したことがあつたかもしれないが。

プロテスタントの捕虜たちに対する宗教上の配慮については、日本にいた一人のドイツ人牧師と、彼と同じくらい同情的だったスイスの牧師が働いてくれた。アメリカの伝道団の仕事で久留米に住んでいたデンマーク人は、われわれを無視した。これらの聖職者たちにとって、この仕事は実に割に合わないものだつた。ある時期、日本人にとって彼らの訪問はどうやら実に迷惑なものだつたようだ。彼らはこの訪問をきっぱり禁止することはできなかつたが、その代わりに周知の嫌がらせを思うさまくりだしてきた。1918年夏まで、礼拝はどんな天氣でも露天の中央広場でおこなわねばならなかつた。そこには監視兵のホルン吹きがいて、たまたま自分の番が来たと言って、敬虔な信者たちの間に入り込んで、説教や歌を中断させ、何かある必要でもない信号を高らかに鳴り響かせた。説教は、現在起こっている世界の出来事で、思考や感情を引きつけるようなことを示唆するのはいっさい控えねばならず、事前に検閲を受けねばならなかつた。礼拝は、将校や通訳（3人だったこともある）によって監視され、礼拝の前後であれこれの文句をちょっと変えるだけでも禁止されたことが幾度かあつた。

カトリック信者のための宗教的配慮は、ドイツの神父たちの、特に在日宣教団のあるオーストリア人神父の時折の訪問によって、また1917年までは、久留米で活動していたフランス人宣教師によっておこなわれた。この宣教師は、愛国主義的熱狂からは超然としていて、年老いて重い病気にかかってはいたが、週に一度ミサをおこなってくれた。しかしドイツ語が話せなかつたので、説教はできなかつた。残念ながらこの方はわれわれの抑留中に亡くなり、彼の後任者は、どうやらナショナリズム的動機から、もはやわれわれの面倒を見てくれ

¹⁶ Klein, S. 98ff.によれば、1906年のジュネーヴでの協定に基づいて、1916年に日独間で、重病患者と重傷者のドイツ捕虜17名を（該当する日本の捕虜はいないので）他の連合国（イギリス、フランス、オーストリア＝ハンガリー）の捕虜と交換する交渉がおこなわれていたが、さまざまな問題があつて実現されなかつた。

なくなった。カトリックの聖職者たちは、プロテスタントの同業者たちと同様、いろいろな厄介事で邪魔をされた。懺悔ですら、検閲官のいる前でしなければならなかつた。これによって、たいていのカトリック信者が、秘蹟にあづからうという気をなくし、教会を縁遠いものと感じるようになったのは明らかだ。捕虜に宗教の自由を保障するハーグ条約の条項は、久留米ではこのように解釈されていたわけである。

宗教的配慮がますますありがたくないものになったもうひとつの事情は、捕虜の間での宗教的関心の低下である。この原因のひとつは、時代の趨勢であり、不愉快な収容所の状況であつただろう。収容所の状況は、刹那的、物質的な有益さ以外のいっさいのことに対する感覚をますます鈍磨させたのである。もうひとつの原因是、聖職者たちに状況の改善に対する援助が期待されたのに、彼らがそれを達成できなかつたことである。このことによって、やむをえず無色透明になつてしまつた純粹に宗教的な彼らの説教は、いよいよ人気のないものになつた。

最初、捕虜たちのあいだには二人のプロテスタントの宣教師と二人のカトリックの宣教師がいた。すでに触れたように、彼らは病人の世話とのちには一種の内面的な任務によって多くのよいことをなしとげていた。けれどもこのことは日本人の意に染まなかつた。四人は皆、次第に疎まれるようになつた。あのこぎりの英雄は、「説教師ヨクナイ。説教師失セロ。」と言つたそうである。

9. 外国によるわれわれの利益の代理

ドイツの外務省が、日本におけるわれわれの利益の代理をアメリカ合衆国に委託したとき、それがいかなる動機によるものであったかを私は知らない。それが高度に政治的な性質のものであったなら、ほとんどそれに異論はない。というのも、個人の幸福は、特にこの戦争におけるように非常に多くのことが問題になっている場合には、国家の安寧の背後に退かざるをえないからである。しかし、この大国による代理から特に多くのことを当てにするという理由でそれがなされたのであったなら、アメリカの世論の判断において根本的な誤りがあつた。いずれにせよ事実は、はじめからわれわれの利益が考えられるかぎりお粗末な仕方で扱われたたということである。ジェラード氏がドイツでイギリス人の配慮をしたときの熱意とは対照的に、東京のアメリカ大使は、最初の頃われわれの安寧にまったく心を配らず、問い合わせに対しては最低限必要な答しか返さなかつた。われわれが抑留されてから一年と少したつた1916年2月になって、ようやくアメリカの公使館付き書記官がいろいろな収容所を視察した。

われわれは、この訪問に非常に多くのことを期待していた。しかしながら、ジエラード氏が自分のために要求したこととはまったく違って、われわれはこのアメリカ人と面談することは許されず、いつも日本人が同席していた。それにもかかわらず最先任将校は、収容所に関するすべての苦情を、特に虐待の多くの事例についても、詳しく伝えた。しかしこれらの苦情は、残念ながらこのアメリカの外交官にはたいした印象を与えるなかったようだ。イギリスのある将校がドイツの捕虜収容所で、いわば過失によって虐待されたとき、それはジエラード氏にはるかに強い印象を与える、彼はこの将校のためにうるわしい感情をあれほど吐露して力を尽くしたのだったが。兵たちも、自分たちなりに苦情を直接伝えようと押しかけたが、その時このアメリカ人の目の前で、一人の兵卒が日本人たちに力づくで取り押さえられた。しかしこの訪問の成果はほとんどゼロだった。虐待がすっかりなくなるということすらなかった。虐待の代わりに嫌がらせのシステムがいっそうひどくなり、検閲は改善されず、散歩の問題は前と同様善意で取り扱われることもなく、収容所の拡張はもうまったく取り上げられなかった。アメリカ大使館との連絡が遮断されることが幾度かあったのだが、そうならない保証も得られなかった。その代わりに日本人たちは、苦情を伝えた者たちに、おなじみの手堅い方法で鬱憤を晴らした。最先任将校は、あれこれの機会に捕虜たちのために利益の代表をつとめることによって、日本人には大いに嫌われていたのだが、こののち、いわば任を解かれてしまって、別の佐官が、日本側の命令や寄付その他のことが公示されるさいに仲介者の役をすることを任せられた。それから数ヵ月後の1916年12月に、同じ書記官が再び現れたとき、われわれの雰囲気はもうずっと懐疑的になっていた。彼が収容所で過ごした約4時間のうち、ほとんど3時間のあいだ、日本人は彼をつかまえて放さなかった。それから日本人は、ずるい策謀によって面会時間中に最年長者を例外として他の将校たちが彼に近づくのを阻止した。彼は帰りの自動車に乗り込むとき、このことについて知らされた。それにもかかわらず、のちに文書で苦情の訴えを送ることができるよう配慮しようとはしなかった。こうして彼の第二の収容所訪問も、役に立つというよりむしろ害になった。

1917年3月にアメリカがわれわれとの関係を絶つてから、われわれの利益代理が他の国に代わって大きな改善がなされるのではないかと期待された。合衆国にイスが取って代わったことがそもそも知られるまでに、まず何ヶ月もかかった。それから、すぐに収容所訪問があるだろうというわれわれの期待は、ひどく裏切られた。小さな国々は、われわれに敵対して連合している諸大国に対しても無力だったので、みずから善意をもって有益なことをなすこと

とはできなかつたのだろう。それから、スイス公使館の少數の職員ではこの仕事をこなせなかつたという事情も、おそらく影響していたであろう。けれども、1917年 の晚秋に、秘密の経路を通してスイス公使館にわれわれの悲しむべき状況を教えることに成功した。そしてこの報告は実際またもしかすると、すでに何度も言及した1918年のシステムの変化にきっかけを与えたかもしれない。しかし、次の収容所訪問は、スイス人ではなくネアンダーという名のスウェーデン人聖職者によってなされた。彼はもう何年もの間、戦争捕虜の世話をために、主としてシベリアで働いていた。残念ながら、彼はここで公的な援護が受けられず、日本人たちからそれなりの悪い扱いしか受けなかつた。それどころかのちにスウェーデンへの帰国の途中、拘禁され、それゆえまったく改善を達成できなかつた。にもかかわらず、この誠実で立派な人については、収容所の皆が何ヶ月後になっても深い感謝の念をもつて思い出した。おそらく彼は、多くの困難ののちにようやく、説教という形でのみわれわれに語りかけることを許されたのだろう。真の人間性とあたたかい共感から流れ出る彼の素朴な言葉に心を動かされ、涙ぐむ者も多かつた。1918年夏におこなわれたスイス人医師による訪問については、すでに言及した。彼は公使館によってではないが国際赤十字と日本の赤十字によって後援されていたので、スウェーデンの牧師が受けたのとはまったく違うもてなしを受けた。日本人たちは彼に対してずいぶんと愛想がよかつた。事務所にある応接室の机は、上に置かれた飲食物の重荷で文字通りたわんでいた。この人も、ありがたいことに温かい心の持ち主で、正確な情報を得て、われわれのためにできるかぎりのことをしようと努めてくれた。システムの交代は、彼が来る前から明らかにもう始まっていたのだが、この交代がいくらかヨーロッパ並み速さでなされるように計らってくれた功績は、やはりこのスイス人のものと考えたい。スイスの公式代表、すなわち東京公使館の書記官による最初で唯一の訪問まで、それからまたほとんど一年が経過した。彼はヴェルサイユ講和条約の署名直前にやってきた。戦争が終わつたあとなので、眼に見える改善があつてもよかつたと思うのだが、それは彼によつてもたらされなかつた。

ドイツは日本に対する圧力手段を持たなかつたので、われわれのために多くをおこなうことができないことは明らかだつた。同様に理解できたのは、検閲にもかかわらずしばしば故郷まで届いていたわれわれの境遇についての眞実の報告を、新聞雑誌に載せないようにすることが、政治的な根拠によつて望ましいと思われていたことである。しかし、われわれの境遇を非常によいものとして描こうと努めていたドイツの新聞記事や「電報通信」に時折載る意見を、わ

れわれは非常に複雑な気持ちで読んだ。それらは、私利を求める者たちによつて、日本人の機嫌を取り結ぶために組織的に発表されているのだという疑惑をおさえることはできなかつた。けれども、こうした情緒に訴える政治は、日本人のことを知る者なら誰でも予測できるだろうが、ドイツとの取引の法的禁止や、中国のドイツ人の財産を強制管理するという最終決定を妨げることはできないのだ。

もしも私が、外の世界に対するわれわれの関係についてこの論及にさいして、極東における、とりわけ日本におけるドイツ人の活動に言及しないとしたら、それは手抜かりであろう。戦争が長引くにつれて大きくなつていった自分自身の不安、とりわけ物質面での不安にもかかわらず、われわれに故郷の埋め合わせをしてやるという気高い仕事のために、自分たちの金、財産、仕事のかなりの部分を捧げなかつたようなドイツ人の男女はおそらくいなかつただろう。さまざまな救援組織が、われわれの境遇を改善するために、まだ残っていたすべての影響力を行使したのである。

これらの組織は、衣服、下着、食料などの調達のさいの仲介によって、とりわけクリスマスのときの豊かな寄付によって、われわれのためにどんなに高く評価してもしきれないような貢献をしてくれたのであり、それに対してわれわれはいつまでも感謝しなければならない。

10. 収容所の精神的状況

多くの小冊子や新聞記事において、戦争捕虜の心理が専門家たちによって論じられてきた。鉄条網病の名で知られるこの広く見られる異常な精神状態が、日本の一収容所で特にひどく現れざるをえなかつたということは明白である。その原因は、不適切な収容方法であり、捕虜生活の長さであり、故郷との連絡が、地理的な位置によってヨーロッパの収容所よりも困難だったことである。さらに、1918年夏まで支配していたシステムも原因であるが、これは捕虜たちの身体的・精神的な活動を、促進するのではなく大いに妨害したのである。衣食住の問題による惨めな生活と多くの捕虜に当てはまる金銭の不足によって、特にきびしい生活のための戦いがもたらされたが、この戦いは、何年にもわたる仕事の欠如と外界からの隔離によって、どんな瞬間にも意識されていた。そのような状況で、仲間意識や連帯感、無私の精神が失われ、誰もがもはや自分のこと、自分の利益しか考えず、そのさい最も近い隣人たちを傷つけることすら意に介さなくなつたのも、不思議ではない。このような精神状態に、日本のシステムは毒のように作用した。それは、屈従し、破廉恥を何とも思わず、

悪く扱われても懲りずに尻尾をふる者たちを、優遇し、彼らに特権を与え、命令違反も見逃してやるようなシステムである。人々は互いの尊敬と信頼を失い、滑稽きわまる原因で実にひどい不和に至った。どんな単純なことにももはや合意は得られなかつた。客観的な討論も、必ず個人的な口論に変質した。いたるところに、親密な食事仲間やスポーツクラブ、劇団やオーケストラにも、いつの間にか争いが入り込んできた。他人と出会うのを避けることができないこと、一人と親密な言葉を交わすと必ず誰かに見られ、聞かれ、疑惑を持たれること、また互いの欠点や弱みがすべてつぶさに知られていること、こうしたことは、日々のあらゆる折々にわれわれの苦痛となつた。ノッカロー¹⁷の収容所新聞に載つた「肉屋の切り開かれた豚の半身を見るように、お互の中身が見えた」という言葉は、まことに的確な比喩である。人間の本性が、結局はすべてのものに慣れ、無感覚になつてしまつということは、さいわいである。最初、考え方や付き合い方の粗暴さや、陰口、口論、陰謀が目新しいものであった頃、こんなひどい程度のものはありえないと思われたので、われわれは大きな衝撃を受けた。しかしあとになると、まるでそれが所与のもの、変えようのないものであるかのように、われわれは順応しはじめたのである。

このような事情は、日本人たちに気づかれないままではすまなかつた。残念ながら、匿名の手紙やまたおそらくは公然の告げ口によって、収容所内で起こつたすべてのことを、彼らはかなり知つてゐたといふのが事実である。それによつて、皆のあいだでの不信感は当然強くなつた。彼らはこのような状況になるのを前もって画策していたわけだが、それが実現された事実となるのを眺めて喜びをあらわにした。それは彼らの虚栄心をくすぐつたにちがいない。「ありがたいことに、われわれはこいつらとは違うぞ」というわけだ。しかし彼らはさらに、そのような事実によつて、好ましくない分子にいっそう大きな圧力をかける可能性を手にした。他の捕虜を扇動して、そのような分子にけしかけるようなことまでできたのである。新たな懲戒処分が下されると、そのさい日本人に協力したとされる捕虜の名前が好んで公表された。あるとき日本人の少佐が、ある捕虜の将校は手紙の中で仲間たちのやつた悪事を書いてゐると主張した。その上、嫌疑をかけられた者たちは長めの禁足処分を受けたので、この誹謗はたやすく広まつてしまつた。最先任の二人の将校が、まだ事務所にあつたその手紙を見たいと求めると、それは却下された。その手紙には、そのようなことはまったく書かれていなかつたからである。却下の口実は、手紙の秘密

¹⁷ イギリスのマン島にあった捕虜収容所。

を守るというものだったが、もちろんこの「秘密」は怪しいものだった。日本人は、手紙から知ったどんな個人的な事情も遠慮なしに第三者に語っていたからである。

物質的な困窮が広がり、過密状態で共同生活をし、鍵のかかる保管場所がないことから、私のもの、君のものという観念が急速に混乱してきたということは、驚くにあたらない。まだ許せる食料の窃盗などのほか、詐欺や実に下劣な盗みがかなり多数発生した。しかし、そういうことは少数のろくでなしが何度もやったのだと思われる。道徳的な過ちに関しても、私は同じような見解に傾いている。さかんだった風評によれば、正真正銘の男色すらしばしばおこなわれていたそうだ。おしゃべりや邪推がそれをひどく誇張したのだろうと、私個人は思っている。少なくとも、実際にそれとつきとめられた者の数はほんのわずかだった。しかし、多くの過失については、それを秘密にしておこうとしても、収容所の狭さのためにその試みはほとんど不可能であった。あるとき、悪徳がはびこりそうに思えたとき、過ちを犯したと証明された者はすべて、スポーツクラブと体操クラブから除名されたが、このことは非常に有益な影響を及ぼしたと思われる。

ドイツにおける革命は、もちろん大きな関心の的であったが、さいわい収容所で暴力行為を惹き起こすまでには至らなかった。しばらくの間は一種の兵士評議会が作られていたが、それが多忙をきわめるということはなかった。日本人が、前もってやたら細かいことまで規則で取り締まり、羽目をはずさせなかつたからである。あるとき、あるバラックの窓から赤旗がたれていたことがあった。幾人かの兵士は階級章をはずし、それからもちろん若干の過激な反抗者、扇動者が現れた。彼らは、「自由」、「赤旗」といった新聞（故国はこれらを収容所に送らねばならないと考えていた。）の考え方賛同してプロパガンダをおこなつた。その上悪いことには、これまでの信念をいちはやく流行の思想と取り替えた幾人かが、不愉快なセンセーションを巻き起こした。けれども、まもなくすべては平穏な路線に戻つた。日本人の干渉がなくてもきっとそうなつていただろう。しかし日本人は、遠くから少しでも社会民主主義の臭いがすると、そうしたいっさいのものにどうしようもない不安を抱き、それゆえ波乱が起つりそうになるとそれを鎮めないではいられなかつたのだ。

日本人は、他の敵国がやつたように、国を裏切らせようという意図のもとにポーランド人、アルザス・ロレーヌ人などを隔離するということはしなかつた。それどころか、彼ら自身そんなことに興味はほとんどなかつた。それで、日本にいたこれら敵国の大使たちも、しかるべき申し立てをしてもわずかな数の捕

虜しか隔離されないので、骨折り損だと思っていたようである。

そんなわけで外からの働きかけはなかったが、収容所の中からアジテーションがすでに早くから目についていた。ある一年志願兵がいて、彼は軍務につく前からすでにポーランドの解放運動にかかわっていた。ちなみに、この男はポーランド地方に移住したバイエルンの林務官の息子で、それなりにドイツ風の名前を持っていた。彼と同じバラックにいた仲間たちは、彼の行為を不快に思っていたので、1916年のある日のこと乱闘が起こった。このポーランド人は所持していたブローニング銃を使うまでもなく、早々に打擲から遠ざけられた。彼はそのときから、収容所所長のお気に入りであった。彼が捕虜であるのに弾を込めた銃を持っていたという事実は、日本人の考えではほとんど死に値する犯罪であったが、完全に見逃された。そして彼は、考えを同じくする同士である、ドイツ領ロートリンゲン [ロレーヌ] 出身の[フランス]外人部隊隊員、つまり宿無しの典型といっしょに陸軍病院に収容された。そこで彼は、別の収容所に移されるまで、できるかぎりの自由を享受した。外人部隊の隊員の方は、彼の希望通りフランス人に引き取られたが、脱走の罪により、トンキンで長年の禁固刑に処せられたとのことである。三人のオーストリア兵を自分の側に引き入れようとするイタリア人の失敗した試みを除けば、1919年春まで事態は平穏だった。そこでついにフランス大使館が動いた。アルザス・ロレーヌ人たちの間にはそれまで、上で触れた外人部隊隊員の他には何の動きも認められなかつた。ただ彼らは、ほとんど自分たちだけで閉じこもつていて、自分たちをいわばひとつつの階級のようにみなしていたが、このことはどこでも彼らに特徴的だった。われわれの敗戦後、この事態が変わつた。この急な変化は、主としてフランスの検閲と宣伝活動に影響された故郷からの手紙や新聞によって惹き起こされたようである。この宣伝活動は、休戦以降アルザス・ロレーヌ地方で食料によっておこなわれていたのである。こうして、若干の例外は除いて、ドイツへの帰国移送の約束にもかかわらず、この地方出身の大多数の者たちは、2月の終わりにもう連合国とは戦わないという義務の宣誓と、フランス人になるつもりであるという表明に署名する気にさせられた。すべてはごく内密におこなわれた。特に残念だったのは、もともとこの地方に入植したドイツ人の息子たちの幾人かが示した無節操であった。それどころか彼らの一部は、動搖している者たちの説得において他からぬきんでていた。しかし、自分の両親がフランスから追放されたという情報を彼らが受けたときは、大変なことになった。そこで彼らは、突然最先任将校に渡りをつけて、日本人に処置を講じて、彼らの決定を取り消してほしいという切なる懇願をおこなつた。この場合の日本人の態度は、

あまりまっとうとは言えなかつた。とりわけ、「上述のような文書への署名を拒絶した人々の両親はアルザス・ロレーヌから追放される」という脅しに屈しなかつた人々に、日本人は影響を与えようとして、なしうるかぎりのことをしていたのだ。これが民族自決権をめぐるうるわしい実情なのである。このように熱狂的にフランス人になった人々は、それから四月の初めにひとつの集合収容所に入れられ、そこから故郷への旅を始めた。けれどもこの旅は、彼らの期待に反して上海やトンキンでいろいろと支障があつて、彼らにとってまる半年間も続くことになつた。

日本人は、ポーランド人を拾い上げるさいに、もっといかがわしい役割も演じた。しかし、この場合故郷への輸送はまったく問題ではなく、日本人は結局、連合軍のためだけにシベリアで砲火の餌食を引き渡すことになつていたという情報が、しだいにもれてきた。それでも、多くの人々がそのために移動させられるままになつた。特徴的なのは、この捕虜たちが、収容所でもっと長く過ごすことよりもシベリアでの外国の利益のための軍務を選んだことである。「とにかくここを出たい。方法は何でもいい。」というのがまさに合言葉だった。

それから8月の終わりに、何人かの北シュレースヴィヒ人たちも解放された。ただこの人々は、日本からシンガポール（そこで彼らは日本船からデンマークの船に引き取られた。）までの旅費を自分で払わなければならなかつた。彼らは明らかに、感謝の義務と説得によって旅の途中とコペンハーゲン到着後に、デンマークの側につくことを期待されていた。久留米収容所では、7人のうち2人が出発前にデンマーク人になることを表明した。

最後に10月に、ベルギー領となつた地域出身の数人が、故郷へと移送された。彼らは解放の約束につられて、ベルギー人になりたいという表明を引き出されたのである。

オーストリアの巡洋艦「カイゼリン・エリーザベト」乗組員のうちの45名は、1918年夏の移転までいた。彼らはわれわれの側に立つて青島をいっしょに防衛したのである。彼らの間には、ドナウ帝国のすべての民族が代表されているかのように、さまざまな人がいた。それにもかかわらず、さいわいちょっとした不和を除いて、この異民族集団の中でも、また彼らとわれわれドイツ人の間でも、深刻な争い事は生じなかつた。その主たる功績は、オーストリア軍の最先任将校に帰せられよう。彼は、クロアチアの軍人家系の出で、たぐいまれな心遣いによって意見の相違をつねに適切な時に調停することができ、つらい歳月のあいだずっとわれわれの愛すべき、信頼するに足る戦友でありつづけた。

11.新しいシステム

1918年夏のシステムの変化の本質は、積極的な改善というよりも、結局は与えられた枠組みの中で正当な要望について顧慮し、訴えられた苦情を解決し、特にあらゆることにおける組織的ないじめを最終的になくす努力にあった。

まず重要なことから述べれば、われわれの側に身体の運動や活動への欲求があるということが、このときようやく暗黙のうちに認められた。すでに1917年晚秋から、毎日約150人が交代制で六時間、兵営の土木工事に従事させられていた。それで、どんな捕虜も週にはほぼ一度は鉄条網の外側に出て、体を動かすことができた。これだけでもすでに進歩と認めなければならなかつた。けれども、それ自体ははじめからまつとうだったこの措置は、残念ながら賃金支払いの仕方によって不評を買つてしまつた。日給は、日本の刑務所の拘留者と同じ4銭だったが、これでは卵一個や三分の一ポンドのパンも買えなかつた。寒いときの土木工事によるひどい空腹は、兵卒の厨房では満たされないものだが、この支払いでは上述のような安さなのでけつして抑えることはできなかつた。だから兵たちははじめからこの仕事に行くのを嫌がり、作業あまり渉らず、数カ月後にこれが終わると、皆は喜んだ。

それから1918年早春になって、塀のすぐ外側にある小さな畑の（われわれの費用による）土地借り上げに関する交渉がついにまとまつた。ここで、毎日監視のもと5時間労働をしてよいことになった。土地の狭さや農機具の不足により、あまり多くの人々が畑仕事を許されたわけではない。（日本側からは、将校を含めて全員でそのつど50人までと規定された。）けれどもこれは大きな進歩であった。特に1918年秋に、収容所の柵の内側に取り込まれていたこれまでの運動場に代わって、二倍以上も広い土地の借り上げが許されたときはそうであった。常連のメンバーは、そこで規則的に健康的で気晴らしになる仕事を得て、大部分の人々は、それによって時折あまりにもわずらわしい監視から逃れて、鉄条網の外の世界を眺める機会を与えられた。さらに耕作による食料支給の改善が加わつたが、これは物価の恒常的騰貴という事情によりなおさら好ましいことだった。

ほぼ時を同じくして、毎日一時間の散歩が始まったが、それはバラック二つごとに回ってきて一人の日本人下士官の指揮でおこなわれた。最初、明らかに上からの指示によるこの措置には、いまだはつきりと以前のシステムの不愉快な点が現れていた。二つのバラックのほぼ160名という人数は、監督者が下士官であることを顧慮して決定されていたが、以前はいつも将校が監督者でなければならなかつた。のこと自体に対しては何も文句はなかつたが、次のこと

は問題だった。本来散歩の権利のある者が自発的にやめた代わりに、他のバラックの兵が飛び入りで散歩に加わろうとした場合、必ず營倉入りの罰を科せられたのだ。さらに指定された時間、つまり午後の早い時間帯は、夏になると散歩にはとても不向きだったので、やがて参加者は誰もいなくなり、散歩は取りやめとなつた。しかし、その後以前よりも好意的な配慮をもつて再開された。160人まであれば、行く気のある者は皆参加できた。運動場が作られたあとは、散歩がもはや毎日ではなく、週に三度ぐらいしかおこなわれなくなつても、それで十分だった。散歩の時間が長くなり、適切な時間帯が選ばれるようになつたのでなおさらだった。そのほか、これまででも時折飴として与えられていた大掛かりな遠足は、途中将校には市街電車の利用も許可され、規則的な行事となつた。

しかし最大の恵みは、運動場が作られたことだ。この時から、運動場の運用がうまく行くようになると、誰もがだいたい二種類のスポーツをすることができ、体操も含めて毎日一、二時間しっかり体を動かすことができた。さらに試合やスポーツ新聞などによって、競技者以外にも刺激や気分転換が与えられた。以前は多くの人間が一日中だらだらと、やる気も関心もなくわら布団の上に寝そべっていたのに、彼らはいまや運動場に出て競技者たちを眺めていた。このおかげで、ちょうど1918年秋にドイツの運命と苦難を告げる郵便の洪水に見舞われたときも、誰もがそれをうまく乗り越えられたと思う。

状況が前よりも健全になるのに大いに役立ったこととして、約180名の収容者が他に移ったこともある。この人数の減少は、うまくやればもっと利用することもできただろう。この移動によって、入り口から最も遠い第8棟と第16棟の二つのバラックが空になり、そのひとつは全体の目的のためにも使えるようになった。そこは一枚の壁によって仕切られ、半分は家具職人、機械工などの職人のための仕事場にされ、あの半分は天気が悪いときに礼拝や音楽のリハーサル、コンサート、劇、その他の催しに利用された。これによって前からの要求は満たされた。もしもうひとつの自由になった第8棟が取り壊されていたら、そこはもともとバラックと垣根の間がかなりあいていたので、もうひとつ相当広い空き地ができていたことだろう。しかし、この取り壊しは日本人には不適切と思われた。それならば、他の過密なバラックから人を入れて、負担を軽減すればよかつたはずだ。だが、残念ながらこれも実行されず、このバラックは数が多くなりすぎた寝台や机などの倉庫として、またすでに言及したように、伝染病と疑われた患者が出たときの一一種の隔離病棟として使われた。奇妙だったのは、日本人たちが、すでに触れた土木工事のまずい試みを別に

すれば、戦争捕虜の持っている労働力や知識、能力を自国のために動員することを、最初の数年間やらなかつたことである。他のすべての参戦国の例を見ただけで、そうしなければならないという気になったはずなのだが。しかし、どうやら彼らは最初このことに懐疑的だったようだ。捕虜たちを日本人といっしょに働かせて、前者の方がよい仕事をすることがわかつたら、捕虜になつたら恥知らずで少なくとも劣等の人間になるという堅持された仮説がくつがえされるのではないかと、彼らは恐れていたのかもしれない。ようやく 1918 年の終わり頃になって、最初の兵たちが久留米市の企業(あらゆる種類の工場、製粉所、パン屋など)で雇われた。この労働者たちは、朝 7 時に収容所を出て、夕方 5 時に帰ってきた。したがって、昼休みを除けばおよそ 8 時間の労働であるが、それに対して彼らは月給 20 円をまるまるもらっていた。もちろんこの労働任務は、単調な収容所生活からの解放とよい賃金によって一般に好評だった。よい賃金というのは、兵たちは普通、月々 1.3 円の、のちには 5 円の寄付金を割り当てられていただけだからである。平均して 24 人がこの仕方で働いていた。しかし、まさに最も有能な人々は、時代遅れの仕事の方法やはびこっていた怠惰や狭量さによって、たいていはまもなくやめて、仕事から身を引いた。これまで述べてきたようなさまざまな改善と並行して、その他の仕事に関しても全般的により寛大な配慮がなされた。小さな鍛冶屋を作るのが許され、兵たちはアイロンも含めて手仕事の道具の使用が許可された。収容所の中でも外でも、一定量の道具や材料を購入し、取り寄せてもよいことになった。バラックの電灯の数は、われわれの費用で最終的には二倍に増やされたので、兵たちは晩に読書ができるようになった。番兵たちによる眠りを妨げるひっきりなしの巡査は制限され、ついには廃止されさえした。兵たちは前よりよい服を与えられ、虐待やののしりはとうとうすっかりなくなった。スポーツ、音楽、またある程度は授業のためであっても、将校や兵たちが集まることは、もはや邪魔されなくなり、ついにはもうひとつ重要な問題である検閲も、突然スムーズにおこなわれるようになった。手紙はもうなくならなくなった。こちらに来る郵便も発送される郵便も、そして新聞も、すばやく処置された。日本で出版された日本語の新聞も外国語の新聞も、そのまま持つことを許可された。あらゆる種類の個人的な用件、例えば身内や知人の訪問の処理において、また規格外の便箋を用いる仕事上必要な文通や外部からのこまごまとした発注などにおいて、恣意や嫌がらせはほとんどなくなった。時折、なおもゆれ戻しがあり、改善にもおのずから限界があることを感じたが、しかし大部分の要求は、つらい四年ののちにようやく大体がかなえられた。われわれは最初の頃、これらの要求を

何度も提出したが、日本側の考え方や収容上の規則や規律によって、繰り返し実行不可能で不適切なことと言われてきたのだったが。ただ、経済的な搾取、納入業者たちが彼らの独占によって手に入れていた不当に大きな利益だけは、まったく変わらずに存続した。この利益の一部は、賃貸料と他の経路を通して事務所の金庫に流れ込んだが、この収入の出所である捕虜たちのためには、一銭も使われなかつたのである。

なぜこの種の改善がようやくあとになってから始まつたのかは、多くの捕虜にとっては謎だった。やっと徐々にではあるが、この関連についてある種の理解が得られた。多少とも教養のある中・上流階級の現代日本人は、対外的成功によって増大した熱狂的愛国主義で頭がいっぱいになつていて、彼らと比較すれば、悪しきドイツ帝国主義者の最も粗暴な者ですら、無害な平和主義者に思えるほどである。そのような日本人は、東洋のみならず世界の指導者の役割こそ日本に本来ふさわしいと確信しているので、そのさい自分たちの前に立ちはだかるあらゆる国民を敵とみなし、多かれ少なかれ見下している。何らかの感傷、例えればイギリスに対するようなもの、は問題にならない。この国との同盟は、正真正銘の打算的結婚のようなものだ。したがつて、一方では日本人にあっては、近代国家への変身にあたつてわれわれが多くの領域において模範であり、親切な助け手であったという理由による友好的感情は、問題にはなりえなかつたし、現在もそうである。一日本人との表面的な接触において、礼儀正しい仮面によってだまされがちなすべての人は、これを肝に銘じてほしい。しかし他方、ドイツに対する特別な敵意もまた存在しなかつたのである。たしかにわれわれは、イギリスとの対決の最初から、ここ東洋でもこの敵国による巧妙だが嫌になるほどありきたりの宣伝戦を予想していた。これによつて存分に利用されたのは、ドイツがロシア、フランスと組んで、日清戦争後に日本が占領した旅順を放棄させるという外交活動をおこなつた事実である。このことは、暗示をかけようとするかのような執拗さで、再三再四述べ立てられたのである。ドイツによるこの異議申し立てを時折指摘するということが、日本において世界大戦中に実際に見られたのであるが、これについては、異議申し立てにドイツとロシアの他、われわれの現在の公然たる敵であるフランスが第三の国として加わっていたことを指摘すればよいだけだ。それだから、ドイツが当時の干渉によって日本の復讐心を、そして結局は参戦を招いたのだとする作り話の真実性がどれほどのものかがわかるだろう。ドイツは日本人にたしかに好かれていなかつたが、他の西洋諸国より嫌われてもいなかつたのである。戦争中に憎しみがつのつたという説にしても、もっと間違つてゐる。日本による戦争への

関与の仕方からすれば、そんなふうには思えない。青島のエピソードののち、日本はいわばもう理屈の上でしか戦いに関わっていない。地中海における日本艦隊の活動は、むしろ現代の海戦、特に対潜水艦戦の研究のための激しい演習とみなすことができる。シベリアへの介入においても、その地のドイツ人捕虜¹⁸が危険な存在だからという理由があったが、彼らは実は餓死と戦っていたので、これが好都合な言い訳に過ぎないということは、どんな愚か者でもわかることだ。だからすでに触れたように、戦争は日本に損失をもたらさず、その商船隊もたいした被害を受けなかった。戦争によって、東洋における日本の影響力は途方もなく増大した。日本は、世界大戦の劫火を横目に見ながら、中国で一仕事することができた。戦争中の商品供給と貿易増大により、かつては貧弱で、手をかけて育てられた日本の工業はひとり立ちすることができ、国は債務者から債権者になった。このような状況で、どうして憎しみの感情が生じるなどと言われたのだろうか。このような事情とドイツ人捕虜がわずかしないなかったことにより、好意的待遇をするには何の技術的困難もなかつたはずである。フランス、ロシア、イギリスによるドイツ人捕虜の苛酷な待遇を、日本によるかなり穏やかな待遇と比較するとき、それを考慮しなければならない。われわれは、ヨーロッパの敵たちと生死をかけて戦ったのである。われわれは敗北したが、その代償として敵にも大きな損害を与えた。その証拠は、ロシアは別としても、勝利者たちの国も今揺らいでいるということである。そのような戦いでは、あらゆる本能や情熱が、最悪のものも含めて、扇動されずに終わるということはない。しかしこのことは、われわれと日本の間の、比較的無害な争いには当てはまらなかった。われわれに対する憎しみがそれほど強くなかったということは、上からの指示がある前の、すべての収容所における最初は好意的だった扱いから明らかだ。それ以後状況が悪化した責任は、一部は個人的に悪意ある司令官たちにあるのかもしれない。しかし、それはやはり部分的なものにすぎない。最大の原因は、どうやらヨーロッパにおけるわれわれの敵国にあるようだ。1915年夏から1918年夏までの劣悪な待遇が、日本の自由な意志表明ではなく、ある意味で連合国側へのささやかなプレゼントであったことは、ほとんど疑いない。しかし、それによって事実が幾分美化されるとか、日本の汚名が少しそそがれるとか言うことはできない。身を守るすべのない者たちを虐待することは、いかなる事情であってもよくないことである。しかし、それが

¹⁸ ウラジオストクにいた約400名の捕虜で、1918年シベリア出兵により日本の管理下に入った。

憎しみや復讐心からなされるならば、そこには少なくとも情動による許しというものがある。これに対し、虐待が利益のために冷たい計算からなされるならば、それに対する厭わしさは倍増する。だが、はじめに述べたように、極東のこのいわゆるメルヒエンと奇蹟の国におけるほど醒めた冷徹な政治がおこなわれる国は、他にないのである。このことを将来のために覚えておこう。

しかし、捕虜生活の最後の時期に上述のような変化が広がってきたことは、幾分融和的な兆候である。日本は、連合国が少し勝ちすぎたと考え、世界を支配するアングロ・サクソン人に対して来たるべき孤立を予感しているのだが、そのような政治的考慮と捕虜待遇における変化がどの程度まで関連しているのか、ここで判断することは、私にはできない。

注解

訳者の知るかぎり、この報告は、日本の収容所と日本人一般についてドイツ人捕虜によって書かれたものとしては最も否定的なものである。冒頭で「特異な」報告書と述べたのは、のことである。

まず、ブーヘンターラーが収容されていた久留米俘虜収容所について略述すれば、ここは第一次世界大戦時の日本では最も早く、1914年10月6日に開設された¹⁹。初期には市内の三箇所に五百数十名が収容されていたが、15年6月に衛戍病院病舎跡に移り、ここに福岡収容所の一部と熊本収容所の捕虜も統合されて、収容人数では日本最大の収容所となった。のちには板東、習志野など1000人前後の収容所ができるが、1915年の時点では、収容人数1318の久留米は、二位の大坂収容所（505人）を大きく引き離していた。しかしこの収容所は、生活環境においても待遇においても劣悪であったとされており、「模範収

¹⁹ 1914年10月6日、青島降伏以前に開設され、9日に前線陣地でとらえられた捕虜55名が到着した。久留米収容所に関する文献としては、以下のものを参照した。坂本夏男：「久留米俘虜収容所の一側面（上）（下）—俘虜の収容、管理および解放を中心として—」久留米工業高等専門学校研究報告第31号71-78頁、第32号72-76頁、1979年。坂本夏男：「日独開戦と陸軍の軍備整理」久留米市史第1巻第6節、久留米市史編纂委員会編、1985年、765-774頁。以下四冊は久留米市教育委員会発行、「久留米俘虜収容所 1914-1920」1999年、「ドイツ軍兵士と久留米—久留米俘虜収容所II」2003年、「ドイツ兵捕虜とスポーツ—久留米俘虜収容所III」2005年、「ドイツ兵捕虜と収容生活—久留米俘虜収容所IV」2007年。第一次大戦時の日本の捕虜収容所一般に関する文献としては、Charles Burdick, Ursula Moessner: *The German Prisoners-Of-War in Japan, 1914-1920*. Boston/London 1984. (邦訳：林啓介「板東ドイツ人捕虜物語」海鳴社 1982年) および注3のKlein、注13のKrebsの著作を参照。

容所」とされた板東に対して、久留米は「日本の KZ」²⁰などと呼ばれて図式的に対置されることが多い。しかし、このような状況にもかかわらず、捕虜たち

の文化活動はおこなわれ、演劇、スポーツや体操^{トゥルネン}、特に音楽が盛んであり、二つのオーケストラによって 200 回以上のコンサートが催されている²¹。青島攻囲軍の主力は久留米に駐屯していた第 18 師団で、若干の犠牲者もあったので捕虜に対しては緊張があったという説もあるが、捕虜と市民の関係はおおむね良好だったようである²²。

久留米収容所が捕虜たちに不評であった理由としては、以下のようなことが考えられる。第一に、久留米と近隣の福岡収容所において相次ぐ脱走事件があり、収容所当局は神経を尖らせていた。福岡では 1915 年 11 月に 4 名が脱走を試み、そのうちのひとりパウル・ケンペ大尉は、スウェーデン人になりすましてシベリア鉄道経由でドイツまでたどり着いている²³。この事件のため、福岡では収容所所長が処罰を受け、解任された。久留米では、1915 年 10 月から 16 年 7 月にかけて 4 回の脱走未遂事件があった。最も険悪だった真崎甚三郎所長時代(1915 年 5 月 25 日 - 16 年 11 月 15 日)には、ブーヘンターラーも言及している所長による将校殴打事件をはじめとする日本側による捕虜の虐待や、捕虜が衛兵にレンガを投げて負傷させる事件などが起こっている²⁴。逃走の防止や懲罰の意味で管理は厳しくなり、規則違反はきびしく罰せられ、捕虜たちは不

²⁰ Konzentrationslager の略で、特にナチスの強制収容所をさすことが多い。文字通り訳せば「集中収容所」で、第一次大戦の頃にもこの言葉は使用されており、当時は特別に悪い意味はなかった。

²¹ 演劇に関しては、津村正樹：「久留米俘虜収容所における演劇活動（1）」言語文化論究、No. 12、九州大学言語文化研究院、2000 年、35-48 頁／津村正樹：「久留米俘虜収容所における演劇活動」注 19 の「ドイツ軍兵士と久留米一久留米俘虜収容所 II」85-90 頁を参照。スポーツ・体操に関しては、山田理恵：「俘虜生活とスポーツ—第一次大戦下の日本におけるドイツ兵俘虜の場合—」不昧堂出版、1998 年、79-108 頁／注 19 の「ドイツ兵捕虜とスポーツ—久留米俘虜収容所 III」11-64 頁を参照。音楽に関しては、高辻知義：「久留米俘虜収容所における音楽活動について」／「プログラムによる久留米俘虜収容所オーケストラ演奏記録」注 19 の「ドイツ軍兵士と久留米一久留米俘虜収容所 II」、39-84 頁を参照。

²² 注 19 に挙げた 4 冊の「久留米俘虜収容所」に掲載されているいくつかの捕虜の手記の翻訳や日本人関係者の記録・証言などを参照。

²³ 「板東ドイツ人物語」37 頁以降を参照。

²⁴ なお、殴打は久留米のみならず、青野ヶ原、大坂、松山の収容所でもあった。東京収容所では、捕虜を殴った監視兵が罰せられた(Klein, S. 208)が、これは例外で、暴力はほとんど黙認された。青野ヶ原の暴力事件については、「AONOGAHARA 捕虜兵の世界」大津留厚編・監訳、福島幸宏編、「小野市史第三巻本編 III 別冊」28 ページを参照。

満を募らせ、さらに反抗的な態度をとる、という悪循環になっていったのだと推測される。ブーヘンターラーの報告の第10節では、管理側が捕虜たちの一部をスパイにしたことが暗示されているが、それも逃亡防止が目的だったようだ²⁵。日本側の官僚主義（軍隊はある意味でその巣窟なのだが）も事態をいっそう悪化させる。形式主義、杓子定規な硬直した思考、あるいはある意味での怠惰により、改善を求める捕虜たちの要望は聞き入れられず、瑣末で理不尽な規則が次々と押しつけられる。ブーヘンターラーは、これを捕虜いじめの口実を作るための規則と断じている。

第二に、はじめに短期間よい状態のときがあり、続いて長期の悪い状態に入ったことが、久留米の捕虜たちの不満を募らせたひとつの要因であろう。他の地域においては、都市部にあった寺院などの狭隘な小収容所から、外部からの批判や戦争の長期化を受けて、郊外や田園地帯の統合新設された大収容所への移転がおこなわれ、これが多くは事態の改善に結びついた。しかし久留米の場合、1915年の統合により、人数は非常に増えたが、それほど郊外でもない場所でもともとあった衛戍病院の古い病舎が大部分そのまま使われ、過密状態となつた。それとほぼ同じ頃に、所長が代わって待遇も悪化したのである。

第三に、収容所の近くに駐屯軍の兵舎や司令部（18師団、56連隊）があったことである。収容所では、このため少なくとも日本兵の扱いよりもよい捕虜待遇はできなかつたであろう。また、所長はすぐ近くにいる上司の眼を気にして、問題が起らぬよう神経質になったということもありうる。収容所の上にある師団からの直接命令で、捕虜の外出が禁止されたこともあったようである²⁶。また、捕虜たちとの間にトラブルが発生すれば、威圧のための応援の兵はすぐに駆けつけることができたし、実際そうしたことが幾度かおこなわれた。習志野、青野ヶ原の収容所も陸軍駐屯地の近くにあったが、青野ヶ原もやはり捕虜待遇の点では比較的評価が低かつた。

そして第四に、組織の問題である。各収容所は捕虜関係の統一的な組織のもとにあつたのではなく、各地の師団に従属していた。それゆえ、中立国や赤十字の調査をもとにした改善の要請が幾度かおこなわれたにもかかわらず、このいわゆる縦割り制度のためになかなか実行されなかつた。久留米に収容されていた予備役伍長シュテーゲマンは、その報告書で「日本の組織の最も非難すべ

²⁵ 「欧授大日記、大正六年十二月」（防衛省防衛研究所図書館蔵）に収録されている、大正五年九月二日付けの、第18師団参謀長より陸軍次官に宛てた報告書によって、このことは確認できる。

²⁶ 注19の「ドイツ兵捕虜と収容生活—久留米俘虜収容所IV」23ページ。

き点は、悪い状況を取り除くために実効力を持つ高次の官署がなかったということである」²⁷と述べている。一般に、日本の捕虜収容所では、所長の自由裁量の余地が大きかった。それはつまり、上に立つ者の心得が悪いと、全体が悪くなるということである。しかしこれには両面があり、松江所長の徳島・板東収容所のように逆のケースもありうる。この点は、第二次世界大戦においても基本的に変わらなかった。このときの日本の捕虜待遇は世界的に悪評を受けており、大きな戦争犯罪と結びついたケースもあるが、中にはシンガポールのチャンギ収容所のように、抑留者たちが「捕虜の楽園」と呼んだところもあった²⁸。この、司令官によって捕虜待遇に大きな差が生じるという点が日本の収容所の特徴であり²⁹、同様に悪い待遇で知られるナチス・ドイツのスラブ系捕虜収容所やソ連の収容所とは異なる点でもある。

興味深いのは、ブーヘンターラーがこれほど日本のことを受けながら、他の敵国よりも待遇はよかつたと評価している点である。もっとも、日本が戦争においてたいした犠牲を払うことなく、経済と国際政治の点で大いに躍進したことで、これは差し引いて考えねばならないと正当にも指摘しているが。たしかに、第一次大戦中の日本における捕虜の境遇は、ヨーロッパ諸国に比べればよかつたと言えるだろう。最もわかりやすく、また捕虜とその家族にとって最も重要でもある指標は、死亡率であろう。第一次大戦時の日本における捕虜死亡率は 1.9 パーセントであるが、主要交戦国における死亡率はそれよりも高かった³⁰。ちなみに、第二次大戦において日本軍に捕えられた米英蘭豪の捕虜死亡率は、27 パーセントである。さらに比較のため、第一次大戦中のヨーロッパにおける戦争捕虜について略述してみよう。この戦争はこれまでにない規模の戦争であり、捕虜数もまたきわめて多かった³¹。主要交戦国はすべて署名・批

²⁷ フライブルク連邦軍事文書館、登録番号 MSG201-54-25762。

²⁸ ロビン・ヘイヴァーズ：「捕虜の楽園？－チャンギ捕虜収容所の実相」（渡辺知訳）「戦争の記憶と捕虜問題」東京大学出版会、2003 年、83—108 頁。ただし、この収容所から泰緬鉄道の建設に投入された一部の捕虜の死亡率は高かった。

²⁹ 同様のことを、Krebs, S. 328 も指摘している。

³⁰ 資料によって数値はさまざまだが、例えば Rainer Pöppinghege: *Im Lager unbesiegt.* Essen 2006, S. 95 によれば、各国に抑留された捕虜の死亡率（パーセンテージ）は、フランス 5.8、イギリス 3.0、ドイツ 5.4、アメリカ 1.9、ロシア 39.5 となっている。

³¹ Oltmer は少なくとも 700 万、おそらく 800 万から 900 万の間と推定している。捕虜の国籍別では、ロシア 340 万、オーストリア 280 万、ドイツ 100 万、フランス 60 万、イタリア 60 万、イギリス 20 万である(*Kriegsgefangene im Europa des Ersten Weltkriegs*. Hrsg. von Jochen Oltmer. Paderborn 2006, S. 11, 13.)。また Uta Hinz によれば、660 万から 800 万までの間で、これは動員されたすべての兵士の 10 パーセント以上に当たる。日本に抑留された捕虜が 5000 人足らずで時期により 6 から 12 の収容所

准していたハーグ陸戦協定（1907年制定）という基本線はあったが、ヨーロッパ諸国が強いられた総力戦のゆえに、その遵守には限界があり、捕虜の扱いは各国で大きな問題となった。西部戦線では、戦線が膠着して陣地戦になるまでの時期に多くの連合国兵士が捕虜となり、1918年にドイツ最後の攻勢が失敗してからは、逆に多くのドイツ兵が捕虜となった。一方東部戦線では、いつまでも機動戦が続いたことと、多民族によって構成されたオーストリア軍、ロシア軍に戦意が十分でない兵士が多かったことにより、連合国側でも同盟国側でも恒常に捕虜が増え続けた。この結果、衛生状態の悪化や食料の不足が生じ、疫病などで多くの捕虜が死亡した（特にロシア、オーストリアの収容所）。また、戦争が長期化すると、兵士として大量動員された男性の労働力を補充するために、将校を除く多くの捕虜が労働を強いられ、農業、鉱工業などに従事した³²。ロシアのムルマンスク周辺の鉄道工事は特に劣悪な条件のため、多数の死者を出した³³。ヨーロッパの交戦国の国民たちは、互いに強い憎しみを持ったため、捕虜の待遇はけっしてよいものではなかった。プロパガンダ合戦は捕虜待遇についてもおこなわれ、敵国にいる自国捕虜が虐待されたという情報が強調され、自国にいる敵国捕虜に報復措置がとられることもあった。ブーヘンターラーが報告しているのと同様の郵便の制限のほか、食料の一時的制限などがその手段として使われた。フランスは、ドイツ軍に占領されて荒廃した地域の復興のため、戦後になっても（1920年3月まで）ドイツ人捕虜を働かせ続けた³⁴。イギリスでの捕虜待遇は比較的よかつたようである³⁵。ロシアに捕えられたオーストリア軍のスラブ系捕虜たち、特にチェコ人が、呼びかけに応じて連合国側で再び戦うというような特異な現象も起こった³⁶。ブーヘンターラーは、

だったのに対し、ドイツにはすでに1915年に100以上の兵卒の収容所（つまり将校用は除く）があった(Enzyklopädie Erster Weltkrieg. Paderborn 2003, 641ff.)。

³² 一例として、ドイツにおける捕虜の労働については、以下の文献を参照。Jochen Oltmer: Unentbehrliche Arbeitskräfte. Kriegsgefangene in Deutschland 1914-1918. In: Kriegsgefangene im Europa des Ersten Weltkriegs. S. 67ff.

³³ ロシアにおける捕虜については Georg Wurzer: Die Erfahrung der Extreme. Kriegsgefangene in Rußland 1914-1918. In: KEEW. S. 97ff. を参照。これによれば、ムルマン鉄道建設に従事した捕虜7万のうち25000から28000人が死亡した。

³⁴ Bernard Delpal: Zwischen Vergeltung und Humanisierung der Lebensverhältnisse. Kriegsgefangene in Frankreich 1914-1920. In: KEEW. S. 149ff.

³⁵ Panikos Panayi: Normalität hinter Stacheldraht. Kriegsgefangene in Großbritannien 1914-1919. In: KEEW. S. 126ff.

³⁶ Reinhard Nachtigal: Privilegiensystem und Zwangsrekrutierung. Russische Nationalitätenpolitik gegenüber Kriegsgefangenen aus Österreich-Ungarn. In: KEEW. S. 167ff.

日本の捕虜待遇がよいという噂がドイツで広まり、それが通説になっていると述べているが、捕虜に関するヨーロッパの状況が上述のようなものであつただけに、プロパガンダの意味もあってそのことが強調されたのかもしれない。いずれにせよ、参戦はしたが本格的な戦争のほとんど局外にあつた日本にいた捕虜たちは、戦争捕虜特有の精神疾患である「鉄条網病」に悩まされることはあっても、命の危険はなかったということは、ヨーロッパの捕虜と比較して少なくとも言えるだろう。

ここで、ブーエンターラーの報告そのものについての所感を述べておきたい。この報告の中の事実に関する記述の信憑性は、他の資料（日本側、ドイツ人捕虜側、中立国・赤十字の調査報告）と照合すればある程度確認できるが、それほど低くない。しかし、推測の部分については、限られた判断材料をもとにしているので、その正確さに限界がある。それについて、いくつかの例を挙げてみよう。

ブーエンターラーは、日本による捕虜待遇を「システム」とその変化という概念で説明している。これは久留米収容所のみに関しては、あるいは個々の収容所に関してはある程度妥当するであろうが、日本全体の捕虜待遇に当てはめることはできない。なぜなら待遇の良否は、先にも述べたように各収容所によって、あるいはその所長によってさまざまだったからである。ブーエンターラーが第二節で述べているのとは違って、陸軍内部に、捕虜の扱いを全体的に統合し、方式化するような機関はなかった。また、悪意あるシステムを取り入れようとする所長が意図的に選び出された、ということもない。さらに彼は、東アジアや太平洋で勢力拡大をはかる日本が、連合国側に取り入るために、この捕虜を苦しめるシステムを採用したと考えているようであるが、これを証拠立てるものは何もない。仮にそうであったとしても、日本がドイツ兵捕虜の待遇を悪くすることで、ヨーロッパの連合国の益になるとは思えない。彼の推論は、十分な根拠もないまま先走りしているようである。これに対して、例えば先に挙げたシュテーゲマンの報告書は、他の収容所の情報もある程度知ったうえで判断を下しているので、事実から大きく外れることはない。

間違った推測の第二の例として、小さな収容所が各地に数多く作られたのは、国民に捕虜を見せつけて軍の戦果を誇示するためだったという説を挙げたい。日本の軍や政府にそのような意図があったという根拠を、訳者はいまだ眼にしていない。初期の収容所は、その多くが寺院や公会堂など、本来別の用途で作られた建物であった。当時の日本において、多くの人数を収容できる建物が、他になかったと考えられる。そしてこれらの第一次の収容所は、ほとんどが日

露戦争時の収容所と一致している。日露戦争で日本に抑留された捕虜は7万以上と多かったが、この戦争は一年数ヶ月で終わったから、上述のような従来型の収容所と少数のバラック収容所でなんとかしきることはできた。第一次大戦の初期、世界全体でもそうであったが、日本においても長期戦は予期されていなかった。戦争の長期化が避けられないものとみなされてから、各方面からの批判を受けて、郊外型のバラック収容所が新設されたのである。

第三の例は、アメリカの書記官（サムナー・ウェルズ）の視察が何の役にも立たなかつたという批判である。しかし、ウェルズの報告書を読むと、彼の判断が的確であり、十分に責務を果たしていることがわかる³⁷。彼は久留米に関しては、劣悪な状況（収容所全体とバラックの狭さ、寒暖の差、日本人将校や兵による暴力事件の数々、郵便物の問題など）を指摘し、改善の要ありと述べている。「久留米収容所以外のどの収容所でも、日本に抑留されている俘虜たちのために一切のしかるべき備えをするという帝国政府の意向が大部分は実現されていることを見出しました。状況が十分であるとは思われなかつたあの1収容所では、担当将校たちの人格に主たる原因があつて、日本政府の明白な意欲に背いていると私は考えます。」³⁸また、ウェルズに不平を訴えた多くの捕虜たちが、収容所当局から圧力をかけられていたことも、事実に忠実に記されている。ただし、調査は1916年3月2日から15日までに（全国11箇所の収容所で）おこなわれたにもかかわらず、この報告書がドイツ政府に渡されたのは11月3日であり³⁹、そこに大きな遅延があったのは事実である。ウェルズによる二度目の調査は、先に問題があるとされた四つの収容所についておこなわれたが、久留米のみあまり改善が見られないことが指摘されている⁴⁰。収容所当局が、批判に対して聞く耳を持たなかつたようである。

³⁷ ウェルズの報告書は、以下の文献に訳出されている。高橋輝和：「サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書」、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究、創刊号（青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会）2003年、3頁以降／高橋輝和：「ウェルズの調査報告書の添付図面」同第三号、2005年、108頁以降。

³⁸ 注37の第三号109—110頁。

³⁹ 注37の創刊号3頁。

⁴⁰ Klein, S. 241. ブーヘンターラーが言及している赤十字の調査についても述べておく。国際赤十字の委託を受けたスイス人医師パラヴィチーニは、久留米に1918年6月30日に來訪している。彼もまた久留米のさまざまな問題点を指摘しているが、ウェルズの指摘していないこととしては特に、酒保の物価が高いこと、もっと安くてよい食料の外部からの購入が禁止されていることを挙げており、改善が始まったのちも残った問題点に対するブーヘンターラーの指摘と一致している。Bericht des Herrn Dr. F. Paravicini, in Yokohama über seinen Besuch der Gefangenenlager in Japan (30. Juni bis 16. Juli 1918) Basel-Genf 1919.

推測の間違いの例示はこのくらいにして、ブーヘンターラーの指摘の興味深い点を挙げてみる。まず武士道論である。彼は第三節において、日本人がみずから語る騎士道を持っていないと批判し、さらに武士道を騎士道(Ritterlichkeit)と翻訳するのは、前者における慈悲心の欠如によって不適切であると指摘し、各所でこの概念を皮肉として用いている。新渡戸稻造による英語の著作「武士道」⁴¹は、1899年に出版され、ドイツ語版は、すでに1901年に出されており、その他のさまざまな言語にも翻訳されている。このような著作を通じて、欧米人にも日本の武士道はある程度知られていたのであろう。新渡戸稻造の武士道論は、外国に対する日本の精神文化の宣伝という面が多分にあり、実際よりも美化しているところが見受けられる。したがって、知識としてこれを知っていた外国人が、現実の日本の武士道を標榜する質のよくない軍人に接したとき、失望を感じたであろうことは推測される。なお、新渡戸は武士道を、この著作の冒頭で Chivalry とまず英語の騎士道を意味する言葉で紹介している。（ブーヘンターラーが反論している、Ritterlichkeit という訳語は、ここから来ているのかもしれない。）しかし少しあとで、この概念はドイツ語の Gemüt などと同様外国語に翻訳しがたいものであるから、以後は Bushido で通すと断っている。歴史上、いわゆる「武士の情け」という敵に対する慈悲心が発揮された事実は、あまりなかったように思われるが、この点においてブーヘンターラーの指摘は妥当性があるのではないだろうか。

ブーヘンターラーは、日本人のありのまま実態を明らかにして、今後ドイツ人が外交関係で裏切られて失敗しないようにすることがこの報告の目的であるとし、復讐の気持ちはないと述べている。とはいえ、多くの点で日本人に否定的な方向に判断が傾いているようである。この点、日本人に受けた仕打ちに対するルサンチマンが感じられ、それもまたこの報告を彼に書かせた一つの動因ではなかつたかと思われる。彼には、個々の事柄から一般的な日本人の性格特徴を推論するという傾向がある。個々の人間よりも、彼が時折使っている概念を用いれば「人種」(Rasse)として日本人を十把一絡げに見ようとしている。そこには、19世紀のヨーロッパで盛んになったゴビノーやチェンバレンの人種論や、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世が唱えた「黄禍論」につながる要素も感じられる。彼が挙げている日本人の特徴は、猫かぶり、強い好奇心による他人のプライバシーの侵害、不明瞭な返事、虚栄心、軍官にも広がる営利欲、陰湿ない

⁴¹ The Works Of Inazo Nitobe. Vol. 1. University of Tokyo Press 1972, pp. 3-153.(邦訳: 新渡戸稻造全集第1巻、教文館、1983年、5-146頁)参照。

じめや嫌がらせ、狭量さ、そんな中に見られるやや滑稽な素朴さなどである。ほとんど美点は指摘されておらず、この意味でこの捕虜生活の報告書はネガティブな日本人論にもなっている。

久留米にいた他の捕虜の記録と比較してみよう。予備役伍長シュテーゲマンの記録は、ブーヘンターラーのものよりずっと短いが、項目別の報告の内容は重なり合う部分が多い。彼は、やはりだいたいにおいて待遇の悪さを批判してはいるが、ブーヘンターラーとの相違点は、時には自分たちの側の誤りや、わずかながら次のような日本人のよさも認めていることである。「日本人は、われわれの感情を大切してくれた。ことに休戦後、彼らはわれわれのつらい境遇をあまり感じさせないようにしていた。われわれの宗教的慣習は、無神経な扱いも受けたが、基本的には尊重された。葬儀のさいには、日本人はわれわれの死せる戦友たちに敬意を表した。もっとも、われわれの言う軍人としての敬意ではないが。別れのさいに彼らは、丁重な演説とちょっとした贈り物をするというしきたりにそむくことはなかった。」⁴²また、一年志願兵エルンスト・クルーゲは次のように述べている。「残念ながら、日本人とわれわれの間のこうした悪い状況の罪は、大部分われわれの方にあるということも言っておかねばならないだろう。特に一部の将校の無作法で馬鹿な行為が、われわれに不快な時間をもたらした。この将校たちが大げさな名誉心を振り回して自分たちに困難を及ぼしたのであれば、それは自業自得なのだが、残念ながら兵卒が結局これらの紳士方が起こした始末をさせられることになった。」⁴³ここでは、将校と兵卒の対立関係や両者の考え方の違いを見て取ることができる。

上述のように、ブーヘンターラーの報告を批判することはできるが、しかしそれわれわれは彼の指摘をまったく否定することもできないであろう。例えば彼がしきりに用いている「いじめ」(Chikane)⁴⁴や「嫌がらせ」(Nadelstich)のシステムという言葉であるが、これに対応するような事実は、90年後の現在も、日本社会のさまざまな場で多かれ少なかれみとめられるのではなかろうか。

⁴² 注27の文書。

⁴³ 「ドイツ軍兵士と久留米一久留米俘虜収容所II」115頁（エルンスト・クルーゲの日記、生熊文抄訳）。

⁴⁴ 現在の一般的なドイツ語の表記では Schikane であるが、その原形であるフランス語の chicane の影響によるのか、ブーヘンターラーは Chikane と綴っている。